

中南米地域

安全の基礎

防犯の手引き

平成7年5月

JICA LIBRARY



J1132211(2)

国際協力事業団

(本資料は各在外公館が日本国民一般向けに作成している「安全の基礎・防犯の手引き」等の情報を、事業団にて関係者の安全対策の参考資料としてまとめたものです)

JR

2

目 次

中南米地域

・アルゼンティン	安全の基礎……………1 防犯の手引き……………4
・ベネズエラ	安全の基礎……………8 防犯の手引き……………11 安全の手引き……………16
・ウルグアイ	安全の基礎……………24 防犯の手引き……………27
・エクアドル	安全の基礎……………30 防犯の手引き……………33
・エルサルバドル	安全の基礎……………38 防犯の手引き……………41
・キューバ	安全の基礎……………45 防犯の手引き……………48
・グアテマラ	安全の基礎……………54 防犯の手引き……………57 誘拐対策……………61
・コスタリカ	安全の基礎……………73 防犯の手引き……………76
・コロンビア	安全の基礎……………79 防犯の手引き……………82 安全対策マニュアル……………85 家族の安全対策……………100 誘拐対策……………104 爆弾・脅迫事件対策……………109
・ジャマイカ	安全の基礎……………117 防犯の手引き……………119
・スリナム	安全の基礎……………121 防犯の手引き……………123
・チリ	安全の基礎……………130 防犯の手引き……………133
・ドミニカ (共)	安全の基礎……………140 防犯の手引き……………142



1132211 {2}

・トリニダード・トバゴ	安全の基礎	145
・ニカラグア	安全の基礎	147
	防犯の手引き	149
・ハイチ	安全の基礎	152
	防犯の手引き	155
・パナマ	安全の基礎	159
	防犯の手引き	162
・パラグアイ	安全の基礎	167
	防犯の手引き	170
エンカルナシオン	防犯の手引き	174
・ブラジル	安全の基礎	177
	防犯の手引き	187
クリチバ	防犯の手引き	193
サンパウロ	防犯の手引き	200
ベレーン	防犯の手引き	210
ポルトアレグレ	防犯の手引き	218
マナオス	防犯の手引き	227
リオ・デ・ジャネイロ	防犯の手引き	230
レシフェ	防犯の手引き	237
・ペルー	安全の基礎	246
	防犯の手引き	250
・ボリビア	安全の基礎	258
	防犯の手引き1	261
	防犯の手引き2	263
サンタクルス	防犯の手引き	272
・ホンジュラス	安全の基礎	274
	防犯の手引き	276
	誘拐対策	281
・メキシコ	安全の基礎	291
	防犯の手引き	295

KAN00010 アルゼンチン【安全の基礎】
アルゼンチン共和国
Argentine Republic

出入国時の留意事項

●査証

日本とアルゼンチンとの間には査証免除取極があり、通過、観光、業務連絡等の3カ月以内の入国には査証が免除されている。3カ月を超える入国には、一時滞在査証 (Temporary) または永住査証 (Permanent) を取得する必要がある。なお、入国後の滞在資格の変更は認められない。

●出入国審査

入国にあたって旅行者は、有効な旅券、出入国カード (永住者についてはそのほかに永住権証) の提示を求められる。

出国にあたって旅行者は、入国スタンプの押してある有効な旅券、出入国カード、永住者はそのほかに永住権証の提示が求められる。なお、永住者が未成年 (21歳以下) の子供を同伴する場合は、親子の関係を証明する書類の提示が必要である。また未成年 (21歳以下) 永住者が単独で出国する場合は、公証人役場で作成した父母の旅行承諾書の提示を求められる。

●通関

免税の範囲は隣接国から帰国する場合は150米ドル相当まで、隣接国以外の場合は500米ドル相当まで。動物 (ペット)、植物等を搬入する場合は、検疫証明の提示が求められる。そのほか、肉魚等の生もの類の搬入も規制されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

一時滞在査証または永住査証を取得して入国した場合は、3カ月以内に外国人登録所に申告し、身分証明書を取得しなければならない。

●写真撮影の制限

特に軍事施設関係、港湾、博物館内部などで「写真撮影禁止」の表示のある場所は厳守しなければならない。そのほか、貧民街等を撮影する場合は、住民とトラブルを起こさないよう注意すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持および使用は、日本と同様全面的に規制されている。特別の許可なしに不正に所持、売買、使用した場合は、法的処罰の対象となる。

●不法就労

外国人が業務活動を行う場合は、就労資格を有する査証 (一時滞在または永住) の取得が必要である。観光査証による入国者が特別の許可なく就労した場合は、法的処罰の対象となる。

●治安維持

外国人の政治的集会・活動は禁じられている。旅行者が学生運動や各種のデモに参加すると、無用のトラブルに巻き込まれる危険もあるので注意が必要。

その他特殊取締

国が指定する賭博場以外での賭博行為や、未成年者との売春行為、泥酔状態での歩行と飲酒運転などは処罰の対象となる。また、国旗と国歌に対する不敬も取り締まりの対象となるので注意が必要。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

誇り高い国民性であることを念頭に置いて、奇異な服装や振る舞いをするのは差し控えること。また、レストランでのマナーも一応心得ておきたい。レディーファーストであり、乗り物の乗降、建物の出入りの際は女性優先が常識とされていることも留意すること。

安全のためのひとくちアドバイス

特に最近、首都と近郊において盗難・強盗等の事件が頻発しており、首都内では旅行者を狙ったスリ、置き引き、郊外では、武装強盗グループによる車両および金品の強奪が急増している。旅券は必ず身に着け、大金や高価な装身具を持ち歩かないこと。空港、ホテル、レストラン、商店では身辺に目を配り、特に貴重品の入ったバッグ等は手から離さないようにすること。

上衣に汚れが着いているから拭いてあげると親切げに上衣を脱がせ、懐中の現金や旅券を抜き取る手口に、今なお日本人旅行者の被害が絶えないので要注意。

健康上の留意事項

日本から直行してきた場合や短期間に各国を回遊してきた場合などは、睡眠や休息を十分取り体力維持を心がけること。毎日、また1日のなかでも気温の変化が著しいので、近郊や内陸に出かける際は、真夏であっても気温の急変に備えて長袖シャツやセーター等を持参することが望ましい。大都市の水道水は比較的安全であるが、やはり煮沸するかアグア・ミネラル（ミネラル・ウォーター）を飲用するほうがよい。狂犬病にかかる危険性があるので、犬にかまれぬよう注意すること。感染症については北部国境付近でコレラが散発しているので注意を要する。また、アルゼンチンでもエイズ感染者数の増加が著しいので、注意が必要である。

緊急時の連絡先

〈警察庁〉

ポリシア・フェデラル Tel.101, 383-1111, 381-8041

〈病院〉

ムトゥアル・ニツカイ（日本人会共済会）

Tel.23-9904, 26-8182

オスピタル・アレマン（ドイツ病院）

Tel.821-7661~7666, 821-9663

オスピタル・イタリアーノ（イタリアーノ病院）

Tel.981-1310/7670, 981-5010

〈消防署（ボンペーロ）〉

Tel.23-2222, 381-2222, 383-2222

〈緊急事故情報センター（C I P E C）〉

Tel.107, 923-1015~1059, 342-4001

緊急時の言葉

「泥棒」＝ラドロ

「助けて」＝ソコロ

「警察」＝ポリシーア

「救急車」＝アンブランシア

「パトカー」＝パトルジェロ

在外公館アドレス

●大使館

在アルゼンチン大使館

Embajada del Japon, Avenida Paseo Colon 275, 9-piso, Buenos Aires,
Argentina

Tel.343-2561~4

領事部

Tel.343-5645

アルゼンチン「防犯の手引き」

防犯の手引き

在アルゼンティン日本国大使館

平成4年10月

はじめに

アルゼンティン共和国は、中南米諸国の中では、国民の生活水準が高く治安状況も比較的良好である。また最近はインフレも鎮静化している状況である。然し乍ら、反面、厳しい経済政策に対する不満の増大、人員削減等の合理化による警察、治安組織の取締能力の低下等により、強盗等の一般犯罪はやや増加している傾向である。また、件数は少ないが、爆弾事件は、依然として発生している状況である。

もとより、すべての犯罪に対して完べきな防犯は極めて困難であるが、常日頃から周到な警戒心を持つことにより、犯罪の被害者となる可能性を極限できるものである。よって、ここに主要な犯罪の形態を挙げ、その対策と心構えを述べて、防犯のための参考に供したいと思う。

犯罪の形態と対策、心構え

1. 置き引き、スリ、ひったくり

(1) 2、3人のグループによる犯行が多く、ちょっとした隙を狙っての犯行であるので、常に周囲の状況を確認して行動することが重要である。

(2) パスポートや身分証明書と現金を一緒にしない。

(3) 置き引き対策として、2人以上でいるときは、誰か一人が監視役を務める。

(4) 貴重品や多額の現金は、なるべく所持しないこと。又、所持するにしても、1箇所にまとめず数箇所に分け、注意を怠らないこと。

(5) 銀行、貴金属店などへの出入りの際は、狙っている者がいないかどうか注意する。

(6) 肩に下げる手荷物のひもはたすき掛けにし、通りでは荷物を車道側に持たないようにする。

(7) 空港やホテルのロビーなど不特定の人が多数出入りする場所では、手荷物は常に自分の手から放さないようにする。

(8) 後ろから気付かれぬようにアイスクリーム等を、服にかけておいて、さも親切そうに拭いてやるからと服を脱がせ、この間に財布を抜き取るというような手口も見られるので注意を要する。

また、サッカー場等で観衆が興奮して騒然としている機会を利用しての犯行も見受けられる。

2. 空巣狙い、窃盗

(1) 空巣狙い、窃盗は事例が多く、特に被害が大きいので、常日頃の心構えが重要である。(資料第1「日頃の注意事項」参照。)

(2) 戸締まりを確実にし、外出、就寝時には必ず施錠を確認する。

(3) 定期的かつ頻繁な外出は、なるべく控える。(常に犯罪人に監視されている可能性を考えて行動する。夜間外出の際は、家の内外の灯あるいはラジオ、TV等を付けっ放しにして、在宅のように見せておくことも一案である。)

(4) 旅行等で長期間不在にする場合は、近所の同僚、知人等信頼出来る人に時々点検してもらおう。(ポルテロ、女中等は、空巣に加担する事があるので、行先、帰宅の日時等は

言わないようにする。)

(5) 独立家屋の場合、常夜灯を設置し、視界を遮る樹木等は撤去するなどして、家自体の見通しを良くしておく。(資料第2「家屋の防護」参照。)

(6) 訓練された複数の大型犬を飼うこと。(犬が犯罪者にあらかじめ餌付けされる場合も考えられるので、犬の食事は必ず飼主の手で行うべきである。)

(7) アパートに入居する場合は、信頼できるポルテロが24時間体制で働いている所、或いは防犯設備の整ったところで、2階以上が望ましい。

(8) 貴重品には、出来る限り保険を掛ける。

3. 強盗

(1) ア国においては、銃器が容易に入手出来、比較的簡単に発砲するので、襲われた時は抵抗せず、その後で警察に連絡した方が良い。

(2) 人通りの少ない場所や、暗がりに近づかない。

(3) 見知らぬ他人、不審来訪者は、住居内に立ち入らせない。犯罪人が住居に押入る場合は、警察官、ガス水道電話の点検員、セールスマン等の口実をつかって入ろうとする場合が多いので、特に子供が応対する場合、注意する。

(4) 居住地を防衛する場合、主寝室等を要塞化し、信用出来る警備会社と契約し、警報装置、ウォークトーカー等を備え付ければ、いざという時の安全確保は容易である。

(5) 家屋内の目につき易い場所に、一定額の現金を用意しておいて、それを持ち去ることにより目的を遂げさせるのも一方法である。

4. 自動車泥棒

(1) 盗難防止用警報装置を取付ける。

(2) 短時間の駐車でも必ずドアをロックする。

(3) 鍵を掛けていても、中の荷物を取られることがあるので、出来れば荷物を持っていくか、後ろのトランクに入れておく。但し、人目につく路上で荷物をトランクに入れることは出来るだけ避ける。

(4) 長期間、同じ場所に駐車しない。もし長引く場合は、時々点検をする。

(5) 万一、車を盗まれたら、直ちに車の番号、型、盗難の場所等を、警察に通報する。

(6) 備付けのラジオ、ステレオの盗難が多発しているので、自動車購入時に第三者保険等と共に、これらの盗難をカバーする保険にも加入する。

5. テロリズム

(1) 在留邦人の安全確保は、ア国政府が第一義的責任を有しているので、政府当局との連絡を常に考えて行動する。

(2) ア国の爆弾テロは、その殆どが深夜又は早朝に発生しているので、この時間帯の外出を極力控える。

(3) 不審者を発見した場合には、付近の警察官、ポルテロ等に通報する。自分自身で問い質そうとしないこと。

(4) 次のような郵便物は、爆弾物の恐れがあるので注意すること。

イ. 心当たりの無い人からの小包等。

ロ. 差出人名の無い物。

ハ. 一度開封して再包装した形跡のある物。

ニ. 歪な形の物。

ホ. 中から変な物音のする物。

(5) むやみに自分の住所や電話番号を他人に教えないこと。

(6) 犯人は予め目標とする者について事前調査を行うことが多いので、不審な行動を見聞きした場合には警察に通報する。

(7) 車で移動中のテロに対する心構え

イ. 三十六計逃げる(回避、退避)に如かず。

- ロ。通勤その他日常の行動において、常時同一時間に同一ルートを通することは避ける。但し、その場合でも、行動予定は信頼すべき人には、伝えておく。
- ハ。常にシートベルトを着用、ドアは、必ずロックし、窓はあまり広く開けない。
- ニ。途中の非難場所（警察、病院等）を予め頭に入れておく。
- ホ。車の乗り降りの際は、特に周囲に十分注意する。
- (8) 防御運転術一般的留意点
 - イ。道路阿側における各種事物、事象、人物（停止中の車両、歩行者、木陰、対向車、工事、その他）が、自車両に対し敵意が無い（不審な点はない）を確認しつつ運転する。
 - ロ。常に後方車両を確認し、我方に対し敵意が無い（不審な点はない）を確認する。
 - ハ。常に前方車両と十分な車間距離を保ち、信号停止時も1台分のスペースを開け、緊急時における行動の自由を確保するに努める。

6. 麻薬

麻薬汚染は拡大を続けており、薬理作用による犯罪、事故が増加する恐れがある。麻薬には絶対に手をださないことは勿論のことであるが、知らないうちに麻薬を運ぶ手助けをしてたり、麻薬を勧めた現地人が当局へ密告することも考えられるので、十分な注意が必要である。

*緊急電話番号

連邦警察	101
	383-1111
消防署	381-2222

資料第1

日頃の注意事項

1. 知らない人が前もって連絡もなしに、留守中の家族の友人とか会社の同僚だと名乗って来ても信用しない。
2. 訪問客があっても、その人が誰かはっきりするまでは家の中に入れてない。
3. 予定にない修理工がきたら、けっして家に入れてない。ドアの鍵をしたままで、どこから派遣されてきたかをまず照会し、次に本人の身元を証明するものを見せてもらう。家にいたら修理工を1人にせず、目をはなさない。
4. 来るはずのない小包を気軽に受け取らない。小包の受取人が家にいない場合は、受け取る前に本人の確認を取る。来るはずのない小包を受け取ってしまった場合は、家の外に出して不審物でないか良く確かめる。
5. 新聞等を再開する日取りは前もって知らせない。
6. 他人に家族の予定や計画を教えない。特に、子供に良く言い聞かせる。
7. 見知らぬ人には、何か尋ねられても何も教えないと言うことを基本原則にする。強盗などは、調査員やセールスマンを装ったり、近所の人あるいは友人を名乗ったり、車が故障して困っていると言ったり、いろいろな手口を使う。
8. 子供たちから行先や誰と行くのかを聞くまでは、子供を家から出さない。
9. 近所をグルグル回っている車、長時間1人か2人乗ったまま停車している車は要注意です。また、家の近くにずっと立っている人には用心してください。
10. 家族の間で、非常時に使う言葉や身振りをいくつか決めておく。
11. 使用人を雇う場合は、あらかじめ警察に身元の照会を依頼し、過去の犯罪歴の有無等を確認する。この際、疑わしい者は絶対雇わない。

資料第2

家 屋 の 防 護

1. 家屋の防護は、外柵、家自体の外回り及び最終避難部屋の3つに区分し、各々の機能、強度の充実を図る。
2. 外柵周り
 - (1) 十分な高さの外柵、外壁とし、鉄線の種類、間隔は侵入者に対して十分に効果があるものにする。
 - (2) 家屋全周を照らせるように照明灯を配置して、侵入者の発見を容易にするとともにスキを与えない。また、屋外に設置されている電源スイッチや電話の接続ボックスは破壊行為の対象になりやすく、従って、こうした集中配電盤の類は常に鍵を掛ける。
 - (3) 植木等侵入者が隠れるために利用できるものは、家屋周囲には植えない。
3. 家自体の外回り
 - (1) 窓には鉄格子等を入れる。設置にあたっては、内側からしか外されない仕組みにする。窓には、必ずカーテンを引いて、通りからどの部屋が何の部屋かわからないようにする。
 - (2) ドアは十分な強度のあるものにする。また、覗き窓、インターホンを設置しドアを開けずに相手の確認ができるようにする。
 - (3) 鍵は最低1インチ大のデッドボルト錠をとりつけ、鍵のシリンダー部は、ノコギリの刃が通らないように防護された構造の物にする。
4. 最終避難部屋
十分な強度のあるドアを設置する。また、外部との連絡手段があることが望ましい。
5. その他
 - (1) サイレン等警報機を設置する。スイッチは、居間、寝室、作業場などに配置する。
 - (2) 電話連絡の状況が良くない地域では、電話の補助として無線機等の他連絡手段を確保することが望ましい。

KAN00010 ベネズエラ【安全の基礎】
ベネズエラ共和国
Republic of Venezuela

出入国時の留意事項

●査証

入国するためには、査証の事前取得が必要である。査証には、(1)観光査証、(2)通過査証、(3)滞在査証（これには一般滞在、商用滞在、就学滞在中および就労滞在中の4つがある）、(4)居住査証、(5)外交査証、(6)公用査証、(7)礼譲査証の7種類がある。

就業する場合には、滞在査証（VISA DE TRANSEUNTE）を取得しなければならない。

居住査証（VISA DE RESIDENTE）は滞在査証を取得してから1年後に申請することができ、これは5年ごとに在留期間が更新される。

上記査証のうち、商用滞在中を取得している者は、ベネズエラ出国時に「滞在中の収支決算申告」を行う必要がある。

ベネズエラ入国に関する旅券は、入国査証申請日から起算し6カ月以上の残存有効期間が必要である。なお、永住査証はない。

●出入国審査

入国目的に合う査証を取得していれば、審査は特に問題ない。

●外貨申告

外貨の持ち込み、持ち出しは制限されていないので外貨申告は必要ない。

●通関

禁制品は武器、麻薬。このほか薬品、肉類、生野菜、果物、植物および絵画等は、関係当局の許可がないと持ち込めない。

無税持ち込みは身の回り品として認められたもののほか、酒類は2本、葉巻煙草50本、紙巻煙草200本まで。ベネズエラへの到着機内で新製品持ち込み申告書が交付されるが、製品価格が1000米ドルまでの個人消費目的の新製品は免税となる。1000～2000米ドルまでの場合は、その製品にかかわる価格に応じて一定額の税金を税関内の銀行で払い込むことにより通関できる。2000米ドル以上の新製品を持ち込む場合は、輸入関税法に従い、所定の手続きが必要となる。

滞在時の留意事項

●滞在届

6カ月以上滞在中の場合、内務省外人局発行の身分証明書（CEDULA）を取得しなければならない。

●旅行制限

旅行制限地域は、油井地域およびアマゾンのインディオ居住地区だが、事前に内務省または環境省の許可を取得しておけば旅行は可能。

●写真撮影の制限

写真撮影の制限場所は大統領府、大統領官邸、軍施設、油井地域、監獄、銀行およびアマゾンのインディオ居住地区だが、事前に内務省または環境省に許可を取得しておけば写真撮影は可能。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

近年、麻薬犯罪が急増し、空港では麻薬の摘発が頻繁に行われており、他人の荷物を預かるようなことがないように気をつける必要がある。

麻薬（アヘン、モルヒネ、コカの葉、コカインおよびマリファナ等）について次の罰則規定がある。(1)製造、供給、売買および所持の場合は4年から8年の懲役、(2)使用目的に場所を提供した者は2年から5年の懲役、および(3)その目的で参加した者は6か月から2年の懲役。

●不法就労

外国人法細則第22条により、観光査証および通過査証の者は報酬を得る活動に従事することはできない。また、これに違反した場合は国外追放となる。

その他特殊取締

身分証明組織法第11条により、6か月以上の滞在許可を持つ外国人は身分証明書の取得が義務づけられている。また、身分証明書は常時携帯を義務づけられている。街のなかで警察官等から職務質問を受けたとき、身分証明書を携帯していない場合は、内務省外人局へ連行され事情聴取される。また、身元引受人がいない場合は国外追放となる可能性もある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

他の中南米諸国と同様、レディー・ファーストの国のため、タクシーおよびエレベーター等に乗降の際は女性を優先する習慣になっている。

一般的にはスペイン語しか解さない者がほとんどで、英語を解する範囲は中央官庁の一部、ホテル、銀行および空港等に限られている。

東洋人と見るとチーノ（中国人）と呼ぶが、これはベネズエラ人には日本人、中国人、および韓国人等の区別ができないため。また、交通道徳が低いので、特に夜間の交差点横断および運転には十分な注意が必要。

安全のためのひとくちアドバイス

経済の低迷等により、治安が非常に悪化（特に殺人・強盗等が増加）しており、ホテルは値段よりも安全性が重要。

スリ、置き引き、女性の金製ネックレスのひったくり（オートバイに乗って女性の首からひったくる）が多いので、現金、旅券はハンドバッグ等に入れ、携帯には十分注意が必要。

貧民街（ランチョ）には行かないほうがよい。

シモンボリーバル（マイケティア）国際空港では、荷物の運び屋がチップ目的に何人もつきまとったりするために、必要でない場合には明確にその旨を示す必要がある。また、同空港ロビーではタクシーの客引きをし、法外な料金を要求する悪質タクシーが存在するため、知り合いがいれば出迎えを依頼し、タクシーを利用する場合は、タクシーチケットを購入して乗車前に料金を再確認のうえ、正規のタクシー乗り場のタクシーに乗るのが望ましいといえる。

健康上の留意事項

ベネズエラは熱帯にあるため四季はなく、4月から10月が雨季、11月から3月が乾季となっている。なお、カラカス地方の年間平均温度は21度ぐらい。

水道水の飲用は避け、市販のミネラル・ウォーターを購入し、飲料水としたほうがよい。暖かい気候と品質管理の不徹底のため、牛乳、卵などは腐りやすいので注意すること。野菜、果物は市中に潤沢に出回っているが、土に触れていたものについては十分に洗浄、または熱湯、火を通すなどして殺菌したほうがよい。街頭でのスタンド売りの食べ物には避けたほうが無難。

都市部を旅行する限り風土病の心配はないが、破傷風には十分注意すること。有害動物、病気を媒介する昆虫は、都市部を旅行する限り心配ないが、山間部ではハチ、サソリ、毒グモ、毒ヘビなどに気をつける必要がある。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel 160, 165, 169

〈病院〉

Hospital de Clinica Caracas Tel.5743498,5749580

Clinica El Avila Tel.2081111,2613364

Policlinica Metropolitana Tel.9080261,9864934

〈医療相談〉

Dr. Miguel Aparcero Marquez (日本語が若干できる)

Tel.9080261,9864934 (月～金, 8:00～12:00)

Dra. 西村光子

Tel.9854122,9854233 (Master)

Ext. 2971 (月～金: PM2:00～9:00)

〈消防署〉 Tel.166

〈交通事故〉 Tel.167

〈救急車〉 Tel.5454545 (カラカス)

Tel.71634 (マラカイボ)

緊急時の言葉

「泥棒」 = ラドロ

「警察」 = ポリシア

「警察を呼んでくれ」 = ジャメ・アラ・ポリシア

「パトカー」 = パトゥルージャ

「救急車」 = アンブランシア

在外公館アドレス

●大使館

在ベネズエラ大使館

Embajada del Japon, Quinta "Sakura", Avenida San Juan Bosco, Entre
8a. y 9a. Transversal, Altamira, Caracas, D.F. Venezuela

Tel.261-8333

KAN00010 ベネズエラ「防犯の手引き」

平成2年10月

防犯の手引き
(海外での安全のために)

在ヴェネズエラ日本大使館
領事部

はじめに

当国の経済困難を背景に一般犯罪が急増しており、邦人の間にも多くの被害者が出ています。

他方、かかる犯罪の激増に対し、取締当局は体制は十分とはいえない状態にあります。

防犯のためには、先ず各個人が犯罪の予防に十分配慮することが肝心ですので、下記一般的留意事項を記し、御参考に供します。

1. ヴェネズエラの犯罪発生状況

一般犯罪の増加は、異常発生とも言える状態となっております。

1989年の刑法犯発生認知件数は、244,818件で過去最高であった1988年(217,273件)に対し、12.6%増加し、1984からの統計を比較しても以来増加の一途を辿っていることがわかります。

1989年の主な罪種別発生認知件数を見てますと図2の通りですが、殺人・強盗事件等の凶悪犯や自動車盗が急増しています。

ちなみに、昭和63年の日本での殺人・強盗の認知件数と比較しますと下記の通りですが、ヴェネズエラの場合、強盗事件の件数は認知されていない事件が多いと見られます。

	殺人	強盗
日本 (人口: 1億2千万)	1,441 件	1,771 件
ヴェ (人口: 1千8百万)	2,513 件	34,519 件

また、検挙率が事件の発生件数の増加に伴い急速に低下していることは、体制が不十分であることを示していると思われます。

なお、当国においては、一部近隣諸国に見られる極左ゲリラ集団による大規模な暗殺や騒乱は比較的少ないと言えます。

犯罪認知件数比較 (1月~12月)

図2

罪種/年	1987	1988	1989	前年比増減
殺人	1,485	1,705	2,513	+47.3%
傷害	26,156	29,069	27,947	- 3.8%
強盗	24,824	26,231	34,519	+31.5%
窃盗	97,781	79,999	86,500	+ 8.1%
自動車窃	25,019	27,076	30,176	+11.4%
引ったくり	2,724	2,330	1,830	-21.4%
誘拐	37	25	27	+ 8.0%
強姦	3,077	2,695	2,863	+ 6.2%

麻薬				
(所得)	3,956	3,923	4,361	+11.1%
(取引)	1,741	1,501	1,632	+ 8.7%
その他				
総認知件数	202,977	217,273	244,818	+12.6%

2. 昨年中発生した邦人被害の事例

(1) 当館のは握した1988年の邦人被害件数は、8件でしたが、昨年は総認知件数63件と大巾に増加しました。その殆どが強盗及び窃盗事件であり、強盗(強盗致傷、未遂を含む)14件、窃盗(未遂を含む)47件となっています。

詳細は、図3の通りです。

図3

強盗 (未遂を含む)	自宅(事務所等を含む) 6	路上(駐車場を含む) 8
窃盗 (未遂を含む)	自宅(事務所、旅館を含む) 8 車上狙い 31	自動車 1 ひったくり等 7

(2) 昨年中の主な被害事例

イ 有料駐車場や路上に駐車中の車両の窓ガラスを破壊される等により、車内からカーナビ等が窃取される。

ロ 昼夜、路上を徒歩で通行中、オートバイに乗車した男からハンドバックや貴金属をひったくられる。

ハ カラカス市内中心部のホテルに宿泊していた中年女性旅行者は、睡眠中、合鍵を使用して侵入して来たと思われる犯人にパスポートを盗まれた。

ニ 昼間、事務所に4人組のけん銃強盗が侵入し、就業中の職員を制圧後、現金等を奪った。

ホ 昼間、旅行中の自宅(アパート)に玄関鍵(二重ドア)を破壊侵入し、室内から電気製品や衣類を盗んだ。

ヘ 昼間、アメリカから旅行中の女子大生は、道で声をかけられた男と親しくなり、両替やホテル紹介の世話をしてもらった後、預けていた旅行カバンを盗まれた。

ト 夕方、ホテルタマナコ駐車場で、自動車窃盗中を複数の邦人に目撃され、賊は邦人らにけん銃を突きつけながら共犯者が運転する車で逃走した。

チ 昼間、カラカス市内ヌエボ・シルコ(バスターミナル)で、切符売場を尋ねようとしていた旅行者は、首都警察官と思われる2人に職務質問を受け、麻薬検査のためと称して、詰所内の便所に押しこまれ、身体検査を受けた際、所持していたドル紙幣を盗まれた。

リ 昼間、商店に2人組のけん銃強盗が侵入し、売上金や商品を奪った。

ル 出張者や旅行者が、宿泊中のホテル(3つ星)内で、外出中、現金やトラベラーズチェックを盗まれた。

ヲ 昼間、自宅(一戸建て)にセールスマンを装った2人組のけん銃強盗が侵入し、貴金属等を強盗した。

ワ マイケティア空港、国際・国内線ロビーで、出張者がちょっと目を離したすきに、パスポート等が入ったアタッシュケースを置きびきされた。

カ カントリークラブ付近を車で通行中、オートバイに乗った男がけん銃を取り出そうとしたため、強盗と判断し、急発進して男を振りきり、難をのがれた。

ヨ セントロプラザ内で昼間、すれちがいざまに、胴巻きバックから身分証明書等をすり盗られた。

タ 銀行で預金を引きだした後、タクシーでセントロまで移動したところ後をつけてきたと思われるオートバイに乗った2人組強盗にけん銃を威嚇発射されて多額の現金を奪われた。

レ 合同ビルの事務所で天井の壁を破壊して侵入し、現金や酒等を盗むという事例も発生しています。

3. 当国の治安機関

当国は通常、内務省警察 (DISIP)、司法省警察 (PTJ)、自治体警察 (カラカス市は、首都警察: PM) によって治安維持活動が行われています。緊急時には、国家警察軍 (GN) が出動し、更に暴動のような事態には、陸・海・空軍も出動します。

また、交通事故・取り締まりは、運輸・通信省交通総局が担当しています。通常の一般犯罪については、DISIP、PTJ、PMが事件捜査を担当しており、いずれの警察にも届け出は行えます。緊急電話 (カラカス市及びミランダ州) は、

PM	169
DISIP	165
PTJ	160
GN	168

が指定されておりますが、殆ど常に回線がふさがっており、緊急連絡が不可能なこともあり、近くにある警察署の電話番号を事前に調べておく方が良いでしょう。特に、本邦と同様に警察による救援が得られると期待することは、無理と考えておいた方がよさそうです。

4. 防犯上の一般的留意事項

(増加している一般犯罪を対象に列挙します。)

(1) 住居の選択

- イ アパートは24時間警備のあるところの方が望ましい。
- ロ 貧民街に隣接していないこと。
- ハ 孤立していないこと。
- ニ 住居前の街路が暗くならないこと。
- ホ 一戸建の場合、塀・門が頑丈なこと。

(2) 住居の設備

- イ 入口の鍵は複数にする。
- ロ 鍵はコピーの作りにくいものにする。
- ハ 鍵は充分管理する。
- ニ 入口の扉には必ず広角の覗き窓、ドアチェーンをつける。
- ホ 侵入の可能性のある窓には鉄格子をつける。
- ヘ 一戸建の場合、信頼できる警備会社と契約し、緊急通報装置をつける。

(3) 外出

- イ たとへ短時間の外出でも必ず施錠する。
- ロ 短時間の外出の際は家に人が居るように装う。
- ハ 鍵を扉のマットの下、植木鉢等に隠して外出しない。
- ニ 信頼できる人に外出、行き先、帰宅時間を知らせておく。
- ホ 長期の外出 (旅行、出張) は、必要な人以外教えない。

(4) 路上

- イ ぜいたく品を人目につくように持ち歩かない。
- ロ 奥まった道路で物を売っている人には近づかない。
- ハ 暗い場所、人気のないところは歩かない。
- ニ ハンドバックはなるべく歩行中は、持ち歩かないようにする。

- ホ 事故等騒ぎの起きている場所には近づかない。
- ヘ 車の中から道を聞かけても車には近づかない。
- (5) 車の設備
 - イ 保険には必ず加入する。
 - ロ 盗難防止用警報装置を付ける。
 - ハ 車の状態は常に良好にしておく。
- (6) 車の駐車
 - イ 暗い場所、孤立した場所には駐車しない。
 - ロ 出来る限り管理のしっかりした駐車場に入れる。
 - ハ ドアロックは常に忘れずに。
 - ニ 車の中に外から見えるような状態で物を置かない。
- (7) 車の運転
 - イ ドアロックをし窓を閉めて走る。
 - ロ 車間距離を適当にとり、不意の出来事に対処出来るようにしておく。
 - ハ 知らない人は絶対に乗せない。
 - ニ ガソリンは常に余裕をもって入れておく。
 - ホ 自分が利用するルートの中で警察、または人の集まる場所を知っておく。
 - ヘ 後を付けられている気がしたら、出来るだけ安全な場所に逃げる。
 - ト 夜は良く知った道でかつ交通量の多い道を選ぶ。
 - チ 家の鍵と車の鍵は一緒にしない。
 - リ オートバイと接触事故を起した場合は速やかに事故確認書記入をすすめ、相手を興奮させない。
- (8) 使用人
 - イ 使用人の目に触れる場所に貴重品を置かない。
 - ロ 信頼出来るまで使用人に鍵を預けない。
 - ハ 使用人は出来るだけ知人や会社の同僚の推薦する人を雇う。
 - ニ 使用人の身元は親類等出来るだけ詳しく調べておく。
 - ホ 使用人は公正に取り扱い、報酬は正当に払う。
- (9) 来客
 - イ 身元の判らない人は、どんな場合でも扉を開けない。
 - ロ 配達人等が贈り物を届けて来た場合、どこの誰からの届け物かを質問し、本当に配達に来たのかをよく確かめる。また、サインが必要でない場合は、届け物を扉の外に置かせる。
 - ハ 住居の中に、作業者を入れる場合は、同居人等が複数いるようにする。
- (10) 電話
 - イ 知らない人からの電話に対しては、名前・電話番号・住所を教えない。
 - ロ 電話器を取るとすぐ切れるような電話は、留守を悟られないようにし、長時間の外出を避ける。
 - ハ 不愉快な電話はすぐに切る。
 - ニ 緊急の際に必要な電話番号は電話の横に備えておく。
- (11) ホテル、レストラン、空港
 - イ マイケティア空港では麻薬の摘発が頻繁に行われており、他人の荷物を預かるようなことは絶対にしない。
 - ロ 同空港においては、チップ目当ての荷物運び屋がまつわりつくため必要でない者については強く拒否の意思表示をする。
 - ハ タクシーについても空港からは、法外な料金を請求することがあり知り合いがいれば出むかえを依頼する。現在のタクシー料金は、カラカス市内で約500Bs (12ドル程度)。
 - ニ 持ち物は身体の一部に触れるようにしておく。
 - ホ 見知らぬ人から話しかけられたら、たとへ親切そうな人でも用心する。
 - ヘ 両替、チェックイン等の際は特に注意する。

ト 旅行先のホテルは信頼の置けるものにする（値段よりも安全に重点を）。

5. その他

各種犯罪に遭われましたさいは、どんな小さなことでも結構ですから大使館総領事部までお知らせ下さい。電話番号は下記の通りです。

大使館（代表）261-8333

領事部担当 砂見、城戸

KAN00010 ベネズエラ「安全の手引き」
ヴェネズエラ安全の手引き

平成4年10月1日
在ヴェネズエラ日本国大使館

目 次

はじめに

- 1 ヴェネズエラの治安情勢
 - (1) 一般治安情勢
 - (2) テロ・ゲリラ情勢
- 2 ヴェネズエラの警察制度
 - (1) 治安機関
 - (2) 一般犯罪の緊急通報先
- 3 基本的心構え
- 4 具体的な防犯対策
 - (1) ひったくり
 - (2) すり
 - (3) 置き引き
 - (4) 自動車窃盗、自動車部品盗、自動車強盗
 - (5) 強盗
 - (6) 侵入窃盗
 - (7) 住居に係る安全対策
 - (8) 空港
 - (9) ホテル
 - (10) 身分証明書等
 - (11) その他
- 5 交通事故
- 6 暴動、クーデター
ヴェネズエラ司法省犯罪統計

～ はじめに ～

当国では、テロ・ゲリラ事件は比較的少ないものの、1989年2月の大暴動以降、一般犯罪の認知件数は高水準で推移し、邦人の被害も多発しています。

また、本年2月4日には、クーデター未遂事件が発生するなど、当国における安全対策の確保は益々重要になっています。

今般、当国在住の皆様が安全に生活できるための参考として、この小冊子を作成しました。当国に長く滞在されている方にとっては、ごく当然のことで、目新しい点はないかもしれませんが、新たに赴任される方々にとっては、それなりにお役に立つのではないかと考えられます。

本手引きは、今後とも更に充実したものにして参りたいと考えていますので、お気づきの点がありましたら、又、被害に遭われた場合は大使館までご連絡下さい。

- 1 ヴェネズエラの治安情勢
 - (1) 一般治安情勢

一般的に治安が悪い中南米の中でも、特に一般犯罪に関しては非常に高い発生率となっています。

当国における殺人、強盗等の凶悪犯罪認知件数は、1989年2月の大暴動以降、高水準で推移しています。(ヴェネズエラ司法省犯罪統計～9P参照)

殺人事件の発生率は、日本の約1.3倍、カラカス首都圏に限定すれば約3.6倍に達し、毎週末カラカス首都圏内で10数名から30名が一般犯罪により殺害され、その殆どがけん銃を使用した犯罪です。当国では、けん銃の所有は内務省の許可を前提に認められていますが、ヤミのけん銃も多数出回っているのが現状です。また、一戸建家屋への侵入犯罪も多く、在留邦人の殆どの方がアパートに居住しています。

自動車盗難も多く、在留邦人の方々もよく被害に遭っています。

営利目的の誘拐事件は、コロンビア国境付近での農場主誘拐(その多くはコロンビアゲリラによるものと見られている)事件が多発していますが、それ以外の地域における営利又は政治目的の誘拐事件は殆ど見受けられません。しかし、コロンビア及びパナマにおける邦人誘拐事件に関し、当国では多額の身代金を支払った旨の報道がなされており、注意する必要はあると思います。子供の失踪事件も多いことから、子供だけ単独行動をさせる邦人は殆どいないようです。

1991年10月頃から、大学、高校周辺を中心に警官隊との衝突を伴う学生デモが多発傾向にあります。

また、ヴェネズエラはコロンビア産コカイン等麻薬のアメリカ、ヨーロッパ向け密輸の中継地としての役割が益々強まっており、麻薬汚染が急速に進んでいます。

(2) テロ・ゲリラ情勢

当国では、1982年の治安当局による当国最大のゲリラ組織であるバンデラ・ロハ―掃作戦以降、特に目立ったテロ・ゲリラ事件の発生はありませんでしたが、湾岸戦争時における米国権益に対する爆弾事件、CANTV事務所に対する爆弾事件(91年11月)、ルシンチ前大統領宅への手榴弾投てき事件(92年9月)、宣伝のための鉄パイプ爆弾や政治ビラを散布させるための小型爆弾の爆発事件等の爆弾事件が発生しています。しかし、無差別殺人を狙ったような強力爆弾の爆発事件はありません。カラカス等では、爆弾脅迫電話事件(爆弾の設置なし)もときどき発生しています。

また、92年9月には、約30年間見受けられなかった個人を狙ったテロ事件(下院議員に対する襲撃)が発生するなど、過激派の活動は活発化傾向にあります。

コロンビア国境付近では、コロンビアゲリラの活動が活発であり、農場主の誘拐事件や軍施設への襲撃事件も発生しています。

現在、日本人や日本企業を特に攻撃対象にするようなグループはないようですが、わが国の国際的地位の向上と当国におけるプレゼンスの拡大に伴い、これらテロ・ゲリラの動向についても、最小限の関心を払う必要があるものと思われま

2. ヴェネズエラの警察制度

(1) 治安機関

ア 内務省警察(DISIP)

公安・外事部門を主として担当し、その他麻薬捜査、要人警護、街頭の警ら活動等を行う。

爆弾処理班があり、爆弾脅迫電話を受理した際は、この機関に通報し爆弾検索を依頼できる。

電話：611-7855(カラカス本部)、165(緊急・カラカス首都圏)

イ 司法省警察(PTJ)

刑事部門を担当し、犯人の追跡捜査や送致を主として担当する。

一般犯罪被害は、この本部又は警察署に届け出る。

電話：571-3533・571-9091(カラカス本部)

160(緊急・カラカス首都圏)

ウ 自治体警察

警視庁 (PM) の他、各州及び一部の区の自治体に警察があり、主として制服で街頭の活動、警備実施活動を行う。

電話：PM～169 (緊急)

エ 国防省国家警察軍 (GN)

第4軍として国内治安、特に国境・沿岸・重要防護対象の警備、麻薬取締り、税関、密貿易の取締り、デモの鎮圧、街の警ら等を担当している。

電話：168 (緊急・カラカス首都圏)

オ 運輸通信省交通総局

交通警察活動を行う。交通事故の届け先。

電話：167 (緊急・カラカス首都圏)

カ 国防省情報部 (DIM)

軍事情報の他、内務省警察とともに公安部門も担当している。

キ 陸、海、空軍

GNでは鎮圧できない暴動のような事態において出動する。

(2) 一般犯罪の緊急通報先

一般犯罪の緊急通報は、自治体警察、DISIP、PTJのいずれにもできますが、パトカーの数等から判断すると、自治体警察 (PM等)、DISIP、PTJの順番で緊急通報を試みるのがよいと思います。

いずれの治安機関も緊急電話番号が指定されていますが、回線がふさがっていることが多く、最寄りの警察署の複数の電話番号を調べておく方がよいでしょう。

3 基本的心構え

当地在留邦人の安全確保は、ヴェネズエラ政府が第1義的に責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとることになりますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権のもとに、当国政府の責任で処理されることとなります。

従いまして、平素から皆様御自身が安全対策に関する問題意識を持つとともに、当地在留に伴う相応の自助努力が求められることとなり、次の点に心掛ける必要があります。

(1) ヴェネズエラ人 (社会) との相互理解

当国の歴史、風俗、文化、習慣、国民性ないし地域感情を正しく理解し、現地ヴェネズエラ人と良好な関係を保持することが大切であると思われます。

(2) 安全のための基本の遵守

海外での安全の基本は、一般的に

① 警戒を怠らない ② 行動を予知されない ③ 目立たない

の3原則を遵守することにあると言われております。

(3) 安全に関する情報収集

安全のための情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から、新聞、テレビ、ラジオ (特に緊急時は、ラジオジャパンやBBC等の国際放送は貴重なソース) 等のニュースに関心を払う必要があります。

(4) 緊急時の連絡先の把握

大使館、警察、消防、会社関係、病院、信頼できる近隣者等の緊急連絡先を明らかにしておくことが大切です。ヴェネズエラでは、大使館を中心に緊急連絡網が確立されていますが、各社及び各地域ごとの細部にわたる連絡網を平素から整備しておくことも重要です。特に3カ月以上滞在の場合は、大使館に在留届をする必要があります。

4 具体的な防犯対策

邦人が実際に遭遇された事件を中心に、邦人に関係の深い安全対策をまとめてみました

- (1) ひったくり
 - ・昼間、路上を徒歩で通行中、オートバイに乗車した男からハンドバッグや貴金属をひたかれた。
 - ・夜間、ロス・パロス・グランデス地区を歩いていたところ、駐車中の車の陰から男が飛び出してきてハンドバッグをひったくり逃走。バッグをたすき掛けにしていたため転倒した。
 - ・ヴェネズエラ人女性が、地下鉄入り口付近で後から近付いてきた男にイヤリングを強引に引きちぎられ、耳に裂傷を負った。
 等の事件が頻繁に発生しており、
 - ・高価なアクセサリー類を身に付けて外出しない。
 - ・ハンドバッグは、止め金を自分の身体の方に向け、手で抱えて保持する。
 - ・肩からのたすき掛けは、強引なひったくりに遭った場合、引きずられてけがをするおそれがある。
 - ・車を運転中は、ドアをロックし、窓を閉める。
 - ・旅券、金品はバッグ類に収納せず懷中に保管するのが安全。
 等に配慮して下さい。

- (2) すり
 - ・セントロプラザ内で昼間、すれちがいざまにウエストポーチから身分証明書等をすりとられた。
 - ・チャカイト地下鉄駅出口のエスカレーターが上がりきったところで、前の男が、前屈みになって停止したため、邦人が立ち止まった際に、後方にいたと見られる人物が、ズボンの中の財布をすりとった。
 等の事件が発生しており、現金の携行を最小限にとどめるとともに、できる限り盗まれにくいボタンがかかる背広の内ポケット等に収納するのが望ましいようです。

- (3) 置き引き
 - ・マイケティア空港の国際線及び国内線において、ちょっと目を離したすきに、アタッシュケース等を置き引きされた。
 - ・セントロ地区のカメラ店において、小切手を切っている際に、ビデオカメラ等が入ったバッグを置き引きされた。
 等の事件が発生しており、手荷物には常に注意を払うことが必要です。足の間到手荷物ははさむ置き引き対策なども有効です。

- (4) 自動車窃盗、自動車部品盗、自動車強盗

自動車保険料が盗難保険を含めると年間車両価格の10数%もすることが示すように、自動車盗難、部品盗難事件は日常茶飯事的な事件となっています。ハンドル固定装置、アラーム及びガソリンカット装置の3種類の盗難防止装置を併用してもこれを解除したり、時にはレッカー車を利用して盗む手口もあるようです。しかし、駐車場が100%安全という保証はありませんが路上駐車はできる限りさげ、盗難防止装置（一番原始的なハンドル固定装置が効果的という見方もあります）をつける等の平素からの自動車盗難防止に対する配慮があれば盗難の危険をかなり回避できます。車の中に外から見えるような状態で物を置くことは避けて下さい。

けん銃等で運転者を脅して自動車を強奪する事件も年間約8,000件（全強盗事件の約4分の1）と多発していますので、夜間の運転の際には特に気をつけて下さい。

- (5) 強盗
 - ・銀行で預金を引き出した後、バイク等でつけられて、けん銃で脅され現金を強奪された。（数件発生）
 - ・昼間、事務所に4人組のけん銃強盗が侵入し、就業中の職員を制圧後、現金等を奪った

- ・昼間、商店に3人組のけん銃強盗が侵入し、売上金や商品を奪った。
 - ・昼間、自宅（一戸建）にセールスマンを装った2人組のけん銃強盗が侵入し、貴金属等を強奪した。
 - ・カントリークラブ付近を車で通行中、バイクに乗った男がけん銃を取り出そうとしたので、強盗と判断し、急発進して男を振りきり、難をのがれた。
 - ・貧民街に迷い込んだ旅行者が、少年グループから袋叩きに遭い、金品を強奪された。
- 等けん銃を所持した強盗事件は日常茶飯事的な事件といえ、十分な注意が必要であるとともに、万が一強盗に遭遇した場合は、抵抗しないことが大切です。

(6) 侵入窃盗

- ・夜間、合同ビル内の事務所の窓の鉄格子を破壊し賊が侵入、金品を盗んだ。
(同ビル全体は警備員が24時間警戒していた)
 - ・夜間、合同ビルの事務所で天井の壁を破壊して侵入し、現金や酒等を盗んだ。
 - ・旅行中の自宅（アパート）に賊が玄関鍵（二重ドア）を破壊し侵入、室内から電気製品や衣類を盗んだ。
- 等の事件が発生しています。

(7) 住居に係る安全対策

ア 住居の選択

- ・一戸建より警備の完備したアパート（3階以上）の方が望ましい。
- ・アパートは24時間体制で警備員が人及び車の出入りを監視しているところが望ましい。
- ・貧民街に隣接していないこと。孤立していないこと。
- ・住居前の街路が暗くないこと。

イ 住居の設備

- ・入口の鍵は複数にする。
- ・鍵はコピーの作りにくいものにし、鍵は十分管理する。
- ・入居の際、鍵は交換したほうが望ましい。
- ・入り口の扉には広角の覗き窓、ドアチェーンをつける。
鉄格子の扉を別につけるのも効果的。
扉自体の素材も丈夫なものにする。（鉄板入りの物が望ましい）
- ・侵入の可能性のある窓には鉄格子をつける。
- ・一戸建の場合、番犬、信頼できる警備会社の緊急通報装置、警備員の配置等の十分な警備措置を講じることが望ましい。
- ・寝室には、可能な限り鍵をつけ、有事の際に避難室として利用可能にする。

ウ 駐車場

- ・駐車場に入る際に、けん銃を突き付けられ強盗に遭う事件も散見されるため、特に夜間の帰宅の際は、尾行車がないか、周囲に不審人物がいないか点検し、できればアパートの駐車場入り口が警備員から見える位置であれば望ましい。
- ・駐車場内に強盗犯人が隠れている事例も散見されることから、駐車場の管理がしっかりしているアパートが望ましい。

エ 外出

- ・たとえ短時間の外出でも必ず施錠する。
- ・短時間の外出の際は家に人がいるように装う。
- ・鍵を扉のマットの下、植木鉢等に隠して外出しない。
- ・信頼できる人に外出、行き先、帰宅時間を知らせておく。
- ・長期の外出（旅行、出張）は、必要な人以外に教えない。

・長期の外出の際は信頼できる知人に定期的に家の点検を依頼する。新聞等がたまると狙われやすい。

オ 使用人

- ・使用人の身元、家族、友人等可能な限り調査をする。
- ・使用人の目の触れる場所に貴重品を置かない。(スーツケースを利用している邦人もいる)
- ・必要以上に家族の私事、行動予定を話さない。
- ・信頼できるまで使用人に鍵を預けない。
- ・来客に対する応対、緊急時の連絡先・行動等の安全対策について指導する。

カ 来客

- ・身元の分からない人は、どんな場合でも扉を開けない。
- ・配達人等が贈り物を届けてきた場合、贈り主を質問し、本当に配達に来たのか確かめる。
- ・包みは外に置くように頼み、サインも扉の下から書面を受け取り署名して返す。
- ・住居の中に作業員を入れる場合は、同居人等が複数いるようにする。

キ 電話

- ・知らない人からの電話に対しては、名前、電話番号、住所を教えない。
- ・受話器を取るとすぐ切れるような電話の場合は、留守を悟られないようにし、長時間の外出を避ける。
- ・不愉快な電話はすぐに切る。
- ・緊急の際に必要な電話番号は電話の横に備えておく。

(8) 空港

- ・マイケティア空港ロビーでタクシーの客引きをし、法外な料金を要求する悪質タクシーが存在するため、知り合いがいれば出迎えを依頼し、タクシーを利用する場合は、タクシーチケットを購入して乗車前に料金を再確認の上、正規のタクシー乗り場のタクシーに乗るのが望ましいといえます。なお、国内線タクシーチケット売り場で邦人に対しつり銭を故意にごまかす事例もあっています。
- ・同空港ではチップ目当ての荷物運び屋がまとわりつくため必要でない場合は、強く拒否の意思表示をしなければなりません。
- ・同空港の空港利用税を払う付近で、いかにも空港職員のようにして出国書類を記入してやり、チップを要求する事例もあっています。
- ・同空港では麻薬の摘発が頻繁に行われており、他人の荷物を預かるようなことはしないようにして下さい。

(9) ホテル

- ・カラカス市内中心街ホテル(2つ星)に泊っていた中年女性旅行者は、就寝中、合鍵を使用して侵入してきたと思われる犯人にパスポートを盗まれた。
 - ・出張者や旅行者が、宿泊中のホテル(3つ星)内で、外出中、現金やトラベラーズチェックを盗まれた。
- 等の事件が発生しており、ホテルは信頼のおけるものにして下さい。(値段よりも安全に重点を)

(10) 身分証明書等の携帯

当国は居住者(9歳以上の男女、長期滞在の外国人を含む)全員が身分証明書の携帯を義務付けられており、警察当局は不法入国者摘発を目的として身分証明書の提示を求めらるので注意が必要です。

6カ月以上の査証取得者は、当国の身分証明書の発給を受けなければなりません、身

分証明書の発給を請求する際パスポートを添付するため、しばらくの間身分を証明するものがなくなり、その間はパスポートのコピーを所持する必要があります。(不携帯の場合は外部に連絡がとれない状態で2～3日留置されることがあります)

(11) その他

過去においては、カラカス市内ヌエボ・シルコ (パスターミナル) において、邦人旅行者が警察官2名から麻薬検査と称して身体検査を受け、所持していたドル紙幣を盗まれた事例もあります。警察官を100%信用することはできないようです。

5 交通事故

当国の交通マナーは余り良いとはいえず、信号無視などが多く交通法規も遵守されていません。また、交通信号や道路標識 (一方通行等) が不十分で、特にカラカスは盆地であるため坂道が多く、道路が入りこんでおり、その上道路の補修が行き届いていないところが少なくなく、車の運転には十分な注意が必要です。空港からカラカス市内に向う高速道路は、「マンチャ・ネグラ」といわれるアスファルトが非常にすべりやすい状態にあり、特に慎重な運転に配慮する必要があります。

事故を起こし、損害賠償を要求された場合及びぶつけられた場合、自動車を動かさず交通警察 (167) に連絡し、同警察が来るまでの間、相手の車種、カラー、プレートナンバー、氏名、運転免許証番号、目撃者がいたらその氏名、電話番号等をメモしておくことで後のトラブルに対応しやすくなります。

ただし、相手が不審者の場合は、車外にでなくて直ちに現場から離れる配慮が必要です。

6 暴動、クーデター

当国では、1989年2月に大暴動、1992年2月にクーデター未遂事件という緊急事態が発生しています。

したがって、平素から食料、飲料水、トイレトペーパー等の生活必需品は多めに購入しておくとともに、非常食、懐中電灯、電池、短波ラジオ等の有事の際への準備も必要と思われます。

万が一クーデターが発生した場合は、攻防戦が予想される大統領官邸、軍施設等の重要な政府関係機関、放送局、空港などに近付かないのは無論のこと、事象の発生を認知した場合は、事務所か自宅 (いずれか近い方) に止まり、事態の成り行きを見守る必要があります。また、大通りに面しているアパートなどにお住まいの方は、流れ弾にも気をつけて下さい。

上半期犯罪認知件数比較
(ヴェネズエラ司法省統計)

在ヴェネズエラ日本国大使館

年	1988	1989	1990	1991	1992	昨年同期比
主な犯罪	1～6月	1～6月	1～6月	1～6月	1～6月	
殺人	806 (1,705)	1,334 (2,513)	1,144 (2,474)	1,165 (2,502)	1,480	+27.0%
傷害	14,478 (29,069)	13,868 (27,947)	14,306 (29,621)	16,416 (33,381)	18,004	+9.7%
強盗	12,127 (26,231)	14,366 (34,519)	17,942 (37,205)	16,212 (32,708)	16,487	+1.7%

窃盗	39,829 (79,999)	41,671 (86,500)	40,021 (77,700)	35,593 (70,211)	33,307	- 6.4%
自動車盗	13,019 (27,076)	14,539 (30,176)	14,718 (29,536)	14,454 (29,816)	15,831	+ 9.5%
引ったくり	1,190 (2,330)	910 (1,830)	827 (1,523)	628 (1,252)	529	-15.8%
誘拐						
(営利目的)	12 (25)	11 (27)	14 (35)	31 (54)	19	-38.7%
(その他)	571 (1,154)	573 (1,014)	554 (1,143)	607 (1,245)	684	+12.7%
強姦	1,335 (2,695)	1,481 (2,863)	1,453 (2,928)	1,527 (3,159)	1,802	+18.0%
麻薬						
(所持)	2,121 (3,923)	2,129 (4,361)	2,328 (4,850)	3,636 (7,666)	4,036	+11.0%
(取引)	753 (1,501)	718 (1,632)	829 (1,695)	956 (2,038)	1,170	+22.4%
総認知件数	106,087 (217,273)	116,984 (244,818)	117,129 (233,479)	116,959 (236,488)	120,986	+ 3.4%

* 〇内は、年間の件数を示す。

ウルグアイ【安全の基礎】
ウルグアイ東方共和国
Oriental Republic of Uruguay

出入国時の留意事項

●査証

ウルグアイには短期滞在と長期滞在（永住）の2種類の査証がある。日本とウルグアイの間には査証免除取極があるので、3カ月以内の短期滞在の場合は無査証での入国が可能になっており、必要に応じて3カ月間の滞在延長が許可される。また、長期滞在（永住）の場合は在日ウルグアイ大使館で査証を取得することもできるが、相当な日数を要するため短期滞りで入国し、その後長期滞在（永住）に切り換えるのが望ましい（同大使館でも入国後の取得を指導している）。その場合は滞在目的、所得証明書、身元引受保証書、健康診断書、警察証明書、出生証明書等の書類の提出が必要である。

●出入国審査

短期滞在の場合は、査証免除取極により旅券提示のみで入国できる。その際、入国年月日および滞在期間（一律3カ月）を記入したTARJETA DE TURISTA（入国カード）を交付される。このカードは出国、滞在期間延長および長期滞在査証に切り換える際に必要である。特に、このカードがないと密入国したと疑われ出国できないので、紛失しないように注意が肝要。このカードを紛失した日本人が国境まで行って出国を止められ、モンテビデオまで戻って、出国手続のため2週間も要したケースがある。

●外貨申告

ウルグアイは為替取引が自由なので、出入国に際し外貨申告の必要はない。米ドルおよび近隣諸国の貨幣なら市内にある銀行や両替店で自由に交換できるが、外国にある銀行小切手の両替の場合は口座残高を確認するため1カ月くらいかかる。また、トラベラーズ・チェックは現金より少し換算率が低いうえ、銀行や両替店によっては引き受けるトラベラーズ・チェックが限定されていたりするので、現金（米ドル）のほうが便利である。なお、円を取り扱っている両替店は少ないので、米ドルを持参したほうが無難。

●通関

麻薬類の持ち込みはもちろん禁止だが、銃器の持ち込みは狩猟目的に限って許可される。書類や口頭による事前申告制度はないが、荷物を全部開けて検査を行っており、電気製品は個人的身の回り品を除いて持ち込み禁止となっている。また、食料品も缶詰類を除いては持ち込み禁止である。

動植物の持ち込みは、関係当局の検疫済証明書を添付し所定の手続きを取らなければならない。また、出国する際、電気製品類の国外持ち出しは輸出手続を取る必要がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

6カ月以上の滞在者は戸籍抄本（翻訳付き、日本国外務省および在日ウルグアイ大使館の認証取得が必要）を添付し、内務省、外国人登録所に登録し、身分証明書の交付を受けなければならない。この際、身元保証人、所得証明書、滞在目的、日本国外務省および在日ウルグアイ大使館認証済みの警察証明書、健康診断書等の書類が必要。この身分証明書の有効期限は3年間で、3年ごとに再交付を受ける必要がある。再交付の際には上記書類の提出は不要で、申請により自動的に再交付される。また、出国の際は旅券のほか身分証明書の提示も必要であり、有効期限切れの身分証明書では出国許可が下りない。

●写真撮影の制限

軍の基地を除いて、ほとんど無条件に撮影できる。ただし、モンテビデオ港内には海軍基地もあるので、港内での撮影は避けたほうが無難。

各種取締法規に関する留意事項

麻薬

すべての麻薬類の持ち込みは禁止されている。特に近年、近隣諸国からの密輸入が増加の傾向にあるため検査は厳格である。麻薬類の持ち込みの場合6年から18年、国外持ち出しの場合2年から8年の刑に処せられる（法律14、294条）。

●不法就労

外国人の就労は禁止していないが、就労するためには長期滞在の資格を有し、かつ身分証明書を取得しなければならない。しかし、ウルグアイ人であっても就職は困難な状態であるため、外国人に対する就職の門戸は狭く、ほとんど皆無である。

●治安維持

軍部から民間へ政権が引き渡された1985年3月以降、表現の自由が認められ、出版物等に制限はない。政治活動等も自由だが、市民権取得者を除く外国人の政治活動は禁止されている。

その他特殊取締

近年交通量が増えてきており、それに伴い事故も増大している。なお、運転マナーが悪いので、青信号でも左右を確認して通過するくらいの気構えが必要。

6カ月以上滞在する場合は、身分証明書の取得が義務づけられている。官憲による提示要求があった場合には提示義務があるので、外出時には常時携帯するようにすること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の大多数がカトリック教徒であるが、宗教自由の立場をとっており、信仰の自由が保障されている。また、食事、飲酒などについても、日本との相違点はあまりなく、自由に食べ、自由に酒を飲むことについては問題はない。ただし、レストランやカフェテリアなどに行けば、食事代の5～10%程度をチップとして置くのが常識となっている。

その他、服装や言動などに関しても特に留意すべき事項はなく、比較的自由に振る舞っても差し支えない。ただし、あまり高価な装飾品を身に付けて一人歩きをしないほうがよいことは、言うまでもない。

安全のためのひとくちアドバイス

現在はテロリスト等の活動はなく、治安の状態は他の南米諸国と比べ比較的良好。しかし、近年モンテビデオ港周辺をはじめとし、街頭やバス車内でのスリ、かっぱらいの発生頻度が高くなっており、これらの被害を避けるためには、暗い街路の一人歩きを避け、タクシーを利用するのが最良。また住宅街にも強盗等が頻発しているので、訪問者があった場合には必ず誰かを確認してからドアを開けること。ホテルは比較的安全だが、貴重品はフロントに預けておく必要がある。

また、貧困者居住地域へは立ち入らないほうがよい。

健康上の留意事項

ウルグアイの医療水準は南米ではかなりの水準に達しており、病院等の施設も比較的完備しているのでたいていの病気ならば診断、治療にほとんど問題はない。しかしデリケートな検査、診断、手術を要する病気は念のため帰国してこれを行うほうが望ましい。

また、日本で簡単に入手できる頭痛薬、腹痛薬等の購入はウルグアイでは医師の処方箋が必要であるため、一般的な家庭薬は持参したほうがよい。

ウルグアイは牧畜国であるため、風土病として破傷風とHIDATIDOSIS（イダチドシス＝一種の寄生虫病）があるので、裸足で牧場、畑を歩いたり、野菜をよく洗わな

いで食べたり，また動物の肉および臓物を生で食べたりしないこと。
なお，ウルグアイでもエイズ感染者がいるので注意を要する。

緊急時の連絡先

近年，ウルグアイでも路上でのひったくり，強盗などの盗難が増加しているのでこれらに遭遇したら，次のところに連絡をとること。また，「ソコロ」（SOCORRO：助けての意）と叫んで人を呼ぶのもひとつの方法である。

〈警察庁〉 Tel.989101
〈パトロールカー〉 Tel.999
〈救急車〉 Tel.401111
〈消防車〉 Tel.401141

緊急時の言葉

「泥棒」＝ラドロ
「助けて」＝ソコロ
「警察」＝ポリシア
「警察を呼んでくれ」＝ジャメ・ア・ラ・ポリシア
「救急車」＝アンブランシア
「パトカー」＝パトルジェーロ

在外公館アドレス

●大使館

在ウルグアイ大使館

Embajada del Japon, Bulevar Artigas 953, Montevideo, Uruguay (Casilla de Correo 1273)

Tel.48-7645 (代表)

ウルグアイ「防犯の手引き」 在ウルグアイ日本人のための防犯の手引

平成4年10月1日
在ウルグアイ日本国大使館

1. はじめに

この手引きは、在ウルグアイ日本人の安全対策についての注意事項を示したものです。当ウルグアイにおいては、テロリスト等の活動は無く、治安の状態は今のところ比較的良好ですが、昨今、金品を目的とした強盗や窃盗が増加する傾向にあり、また、日本人がこれらの犯罪の標的にされる恐れもありますので、念のため、各自熟読の上、万が一の事態に備えることができるよう心掛けて下さい。

2. モンテビデオ市における犯罪の傾向

犯罪の発生率が最も高いのは、何といたっても当国の首都であるモンテビデオ市内で、全国の半数強を占めています。1991年1月から1991年12月迄の内務省統計によると、同市において発生した犯罪の中で圧倒的に多いのは窃盗（置き引き、かっぱらい、空き巣等）で、その件数は約29,000件にも及んでいます。その他、強盗約2,100件、暴力事件約4,500件と続いており、殺人事件も80件程度発生しています。

3. 在留邦人の被害状況

昭和60年以降邦人が被害者となった強盗事件が4件発生しています。その他、窃盗事件については大使館にパスポートの再発給が必要として届け出がなされただけでも、年間3～5件発生しておりますので、その実数はかなりのものになると予想されます。また、車上狙いの被害は、かなり頻繁に発生しています。これら犯罪は、ほとんどが同じような手口によるものであり、従って、犯罪を見聞きした場合は、他人ごとと思わず、同じような犯罪が自分の周辺でも起こり得るという警戒心を常に持ち、行動することが大切です。

4. 平素の準備及び心構え

(1) 最寄りの警察署、パトカー、大使館及び大使館員私宅等の電話番号を電話の横に張出し、また手帳等にも記すなどして、緊急の場合でも慌てること無く、速やかに連絡できるようにしておいて下さい。

なお、警察、大使館等の電話番号は別添のとおりです。

(2) 緊急事態の発生に備え、常日頃より大使館や在留邦人個人間の緊密な連絡網を確立しておくことが大切です。また、大使館に対しては、在留届または帰国届を必ず提出するとともに、平素から在留邦人相互の接触を密にし、近隣居住者との間で、緊急の場合の連絡方法を確認しておいて下さい。また、同時に、日頃より例えばアパートの管理人等周辺のウルグアイ人との間に、良い人間関係を築いておくよう配慮する必要があります。良好な人間関係は、いざという時の力強い味方になることが多いからです。

5. 外出時の注意事項

(1) できるだけ夜間の一人での外出は避けるよう心掛けて下さい。

(2) 夜間の外出に際して、高価な装飾品は人目につかないように心掛けるとともに、人気の少ない所や暗い所の歩行は避けるようにすることが肝要です。

(3) 止むを得ず夜間一人で外出する時は、できるだけ自家用車かタクシーを利用するのが望ましいでしょう。

(4) 銀行や両替商に行く場合は、なるべく信頼できる同行者を伴い、また、できるかぎり車を利用するようにして下さい。

(5) 大金は極力持ち歩かないようにするとともに、自分の持ちものには常に注意を払い

、かつ、身近に不審な人物が居ないかどうかを確認するようにして下さい。置き引き等窃盗事件は、一瞬のすきをついて発生します。このため、自分が常に注意を払っているということ、相手に示すのも、有効な防衛手段のひとつです。

(6) モンテビデオ港付近では、邦人が夜間被害にあう事件が多く発生しています。これら治安状況の悪い地区へ、昼夜を問わず足を踏み入れることは避けるのが無難です。また、スラム地区では当然犯罪の発生率が高くなっており、立ち入らないようにして下さい。

6. 運転時の注意事項

(1) ヒッチハイカーは強盗に早変わりする恐れもあるので、たとえ女性であっても同乗させないのが無難です。

(2) 短時間の駐車であっても必ずドアをロックして下さい。また、特に高級車の夜間駐車は狙われやすいので、暗い場所や人通りの少ない場所への駐車は避けるよう注意するとともに、車内には、たとえ週刊誌、紙袋等であっても、放置しないようにして下さい。それを狙って車の窓を割られる等の被害が、かなり多く発生しています。また、邦人所有の車が車ごとと盗まれる事件も最近数件発生しておりますので、盗難防止装置（アラーム・システム）をつけた方が無難かと思われれます。

7. 自宅・事務所等における対策

(1) 未知の者の訪問に際しては、インターホンを介するなどしてドアを開ける前に必ず相手を確認して下さい。また、訪問客が予定されている場合は、時間や氏名などをアパートの受付などに連絡しておくのが良いでしょう。

(2) 使用人については、身元を確認し、身元不明の者は雇用しないようにしましょう。

(3) 短時間の外出でも施錠を励行しましょう。

(4) 自分の身又は家の廻りには注意を払い、不審な者に気付いた場合は、警察又は、アパートの管理人等に通報することも必要です。

(5) 現金を保管する場合は、安全な場所（金庫等）に収納するか、目立たない所に分散して収納しておくのが良いでしょう。

8. 事件発生時の対応等

(1) 強盗や窃盗に襲われた場合、いたずらに抵抗したり叫んだりすれば、かえって危害を加えられる恐れもありますので、状況次第では、できるかぎり無抵抗の態度を貫く方が良いでしょう。かかる事態に遭遇した場合は、慌てず、平静を保つよう心掛けて下さい。

(2) 犯罪の早期解決のため、犯人の顔や体格などの特徴を把握するようにするとともに、指紋などについては、消さないよう注意して下さい。

(3) 事件が発生した場合は、まずパトロール警察などに通報し助けを求めるとともに、大使館、日本人会又は知人などにも通報して下さい。

(4) 万が一犯罪に遭遇したときに必要な言葉は、次のとおりです。

泥棒：ラドロン

助けて：ソコーロ

警察：ポリシア

警察を呼んで下さい：ジャメ・ポリシア

救急車：アンブランシア

パトカーを呼んで下さい：ジャメ・パトルジェーロ

大使館、警察等の電話番号（平成4年10月1日現在）

大使館 48-7645

大使公邸 60-8282

※大使館の勤務時間は、次のとおりです。（夏時間中は別時間）

月～金曜 午前 9：30～12：30

午後13:30~17:30

なお、昼休み時間中(12:30~13:30)であっても、緊急の場合は対応できる体制をとっております。

警察関係

パトロール警察 999

居住地警察署 (各自記入)

居住地派出所 (各自記入)

救急車 40-1111

消防車 40-1141

エクアドル安全の基礎
エクアドル共和国
Republic of Ecuador

出入国時の留意事項

●査証

日本との査証免除取極はないが、1989年4月からエクアドル政府は、観光および商用目的で入国する90日以内の日本人旅行者に対しては、無査証での入国を認める旨通報している。ただし、無査証で入国する場合は、無査証で入国し滞在した日数が1年間で90日以内となる。また、無査証で入国の場合は30日の滞在日数が当初与えられ、延長手続は出入国管理事務所で行うことになり、30日単位で延長され、最大限90日まで認められる。

●出入国審査

入国の拒否対象となるのは、過去にエクアドルから国外追放された者、無旅券者、旅券または書類などを偽造した者、旅券の有効期間が6カ月未満の者、18歳未満の未成年者（ただし、法定代理人が同伴する場合およびエクアドル在外公館で認証された法定代理人の旅行許可証を所持する場合は除く）、伝染病、慢性病患者など。

●外貨申告

外貨申告は不要。

●通関

入国時の検査では本人の身の回り品については問題ないが、電気製品、衣類、嗜好品等（食料品は輸入禁止品目、少量なら可、ただし生ものは不可）については課税対象となる。電気製品は小さなもの1、2点であれば問題なく通関できる。その範囲を超えてこれらの製品を持ち込む場合には、非常に高い税金を課せられることもある。

出国時の検査では、陸路の国境での税関検査はあまり問題ないものの、特に東洋系の旅行者に対してはいろいろと難題をふっかけてくることがあるので、十分に気をつける必要がある。空港税関では機内持ち込み以外の荷物は特に検査はない。機内持ち込み荷物の検査についてはX線および身体検査のほか、特に米国航空会社は搭乗前に再度機内持ち込み荷物・身体検査が行われ、代理出国手続は認められていない。

滞在時の留意事項

●滞在届

永住および長期滞在者は、入国後30日以内に入国管理局に外国人登録を行うことが義務づけられている。観光査証取得者は不要。

●旅行制限

エクアドル国内の旅行制限はない。

旅券の提示を求められることがしばしばあるので、宿泊先の近辺を散歩する場合でも必ず旅券は携帯しておく必要がある。ただし、旅券の写し（エクアドル査証を含む）で通用するので、紛失、盗難防止の観点からこれを携帯したほうがよい。

●写真撮影の制限

エクアドル政府が指定する地域、たとえば、軍事施設、石油精製所、石油輸送管、軍港等の撮影は禁止されている。

なお、インディオを撮影するとインディオからお金を要求されることがある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

エクアドル入国時（陸路、空路）の麻薬取り締まりは、国家警察、税関および国際警察（INTERPOL）が行っている。最近特に税関での検査が厳しくなっている。麻薬を所持しているのが見つかり、麻薬取り締まり法により6年から16年の禁固刑に処せられる。なお、特にペルーおよびコロンビアから入国する場合は厳しく検査される。

●不法就労

観光査証でのアルバイトまたは就労は認められない。もし、不法就労を行った場合は、移民局から正当な手続きを行うよう勧告を受ける。この手続きを行わなかった場合は国外退去命令が下される。

●治安維持

外国人のエクアドル国内での政治活動または政治関係の出版は禁じられている。これに違反した場合は、国外追放または禁固刑に処せられる。

その他特殊取締

特に注意すべき点はないが、しいてあげればペルーとの間に国境問題を抱えているため、この問題に関する言動は避けたほうがよい。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

エクアドルはカトリック国（大部分がカトリック教徒）であるが宗教は自由。愛国心が強く、国歌、国旗に対し尊敬の念が強い。

食事、飲酒、服装については自由。食事については、衛生上の観点から露店飲食はできるだけ避け、普通のレストランでとったほうが無難である。キトの場合、高地（2840メートル）であるのでアルコール類の摂取は普段より控えめにしたほうがよい。キトは朝晩がとても冷え込むので、日中は半袖でも十分だが、夜になるとカーディガンまたはセーターが必要になってくる。

安全のためのひとくちアドバイス

中南米諸国のなかでは治安は比較的良いほうだと言われているが、それでも年々悪くなってきている。特にグアヤキルでは昼間から旅行者が強盗に襲われる事件が相次いでいるので、夜の一人歩きは避けたほうが安全である。首都キトの治安も以前ほど良好とはいえず、日中でもパネシージョの丘やサンフランシスコ寺院等の旧市街および観光地点を歩くときは十分気をつける必要がある。また、夜の一人歩きは避けたほうがよい。

また、旅券、航空券等の紛失、盗難が多発している。エクアドルでは、旅券の紛失または盗難に関する警察証明の取得に時間を要し、事故処理に困難が伴うこともあるので十分に気をつけることが大切。

健康上の留意事項

首都キトは標高2840メートルに位置しており、人によってはアルコールが早くまわり、速足で歩くと息切れがし、下痢を伴い、夜眠れなかつたりすることがある。したがって、飲酒、飲食は控えめにしたほうがよい。

1日のうちで気温、気候の変化が激しく風邪をひきやすいので、昼間でも薄着をしないほうがよい。また、一度風邪をひくと完治するのにかなり時間がかかる。疲労が抜けにくい等、高地での生活は低地とは多少違っているので無理をしないことが第一である。睡眠を十分にとり、できるだけ運動（在留日本人の間ではテニス、ゴルフ等が盛んである）をするよう心がける。

緊急時の連絡先

（国家警察） Tel.501684

(パトロールカー) Tel.101
(救急車) Tel.580598, 131
(消防署) Tel.102
(メトロポリターノ病院) Tel.431457

緊急時の言葉

「泥棒」 = ラドロン
「助けて」 = アウシーリオ
「警察」 = ポリシア
「警察を呼んでくれ」 = リャーメ・ア・ラ・ポリシア
「パトカー」 = パトゥルーリャ
「救急車」 = アンブランシア

在外公館アドレス

●大使館

在エクアドル大使館

Embajada del Japon, Calle Juan Leon Mera No.130 y Avenida Patria
Edificio de la Corporacion Financiera Nacional, 7-Piso; Quito, Ecuador
(P.O.Box 1721-01518, Quito, Ecuador)
Tel.561-899,563-127,563-011

エクアドル「防犯の手引き」

防犯の手引

在エクアドル日本国大使館

平成4年10月1日

[目次]

1. はじめに
2. 当国における犯罪状況
 - (1) 政治的犯罪
 - (2) 一般犯罪
3. 基本的な心構え
4. 防犯対策
 - (1) 一般的注意事項
 - (2) 自宅における対策
 - (3) 事務所における対策
 - (4) 通勤時等における対策
5. 脅迫・予告電話に対する対策
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 具体的な対処法
6. 事件発生後の対処

1. はじめに

当国は、中南米の中では比較的治安の良い国という認識を、特に、キト市在住の方はお持ちと思いますが、最近の経済状態悪化に伴い、キト市でも強盗・自動車泥棒などの凶悪な一般犯罪が増加しておりますし、グアヤキル市においてはこれまでより一層悪化する傾向にあります。

ここに示します対策・注意事項は、エクアドルで生活されます邦人の皆様に、海外生活を安全に過ごして頂くためのものです。対策のたて方は、各人の生活により差異があるものと思われませんがその一助となれば幸いです。

今回、作成したものについて充分でない点もあると思われしますので、皆様方の体験や環境の変化を取り入れつつ、さらに当国事情に合ったものに逐次改善して行くつもりですので、被害にあわれた場合、あるいはお気付きの点がありましたら大使館に御一報下さるようお願い致します。

2. 当国における犯罪状況

(1) 政治的犯罪

当国最大のテロ・グループである「アルファロ・ヴィベ・カラホ (AVC)」は、1992年2月より武闘路線を放棄し、今後政党活動に入る旨宣言しておりますが、過去においても武闘路線の放棄を表明したことがあり、かつ同グループ内には武闘路線の継続を主張する分子も存在するため今後とも注視する必要があります。また、コロンビア・ペルー両国からの多数の密入国者の中にテロ活動を行う分子も存在することは十分ありえると思われれます。また、従来当国には重大な麻薬問題は存在しないと言われておりましたが、実情はコロンビア、ペルーよりの麻薬密輸の中継地となっている模様で、近年、麻薬犯罪の摘発数は増加しており、麻薬関係者による犯罪の増加も注意する必要があります。

別の傾向として、インディオ・グループの自治権獲得を巡る運動が活発化しており、現在のところテロ行為を行うなどの過激な行動は見られませんが、これも今後の動向を注視

する必要が有ります。

かかる状況下において、これら犯罪は何時起きるか予期出来ないものがありますので、日頃から当国の政治情勢に関心を持ち注意を怠らないことが重要です。

(2) 一般犯罪

経済状態悪化に伴う高い失業率（潜在失業率は、40%とも50%とも言われる）、及び、コロンビア・ペルー両国からの密入国者の増加等も起因し、最近、犯罪が増加しており、昨年1年間では、殺人はエクアドル全国で718件（前年比28.4%増）、ピチンチャ州39件、グアヤス州401件、強盗はエクアドル全国で10,108件、ピチンチャ州1,296件、グアヤス州3,726件となっていますが、警察に届け出ていない事件も相当数にのぼるものと思われ、実際はかなりの数にのぼっているものと思われます。また、今まで比較的安全と思われていた高級住宅地でも、邦人が強盗や空き巣の被害にあう事件が発生しています。特に、組織的・計画的な犯罪が増加し、凶悪化しています。

3. 基本的な心構え

○自分の安全は自分で守るというのが大原則ですが、在留邦人の安全確保は所在国政府が第一義的責任を負っていますので、在留邦人は当該国当局との連絡について常日頃留意することが重要です。

○かかる前提に立って在留邦人は、わが国公館との連絡を始め相互間の緊密な連絡網を確立するとともに、現地住民との友好的関係維持に努めることが肝要です。

○在留邦人は常日頃適確な治安関係情報の入手に努めるとともに、種々の防犯対策を整えている事を示すのが犯罪に合う確立を少なくします。さらに緊急事態発生時の対策を整えておいて下さい。

4. 防犯対策

(1) 一般的注意事項

(イ) 事件を目撃しても、メモや写真を撮ったり、現場で注視したり、捜査に積極的に協力していると犯人に思われるような行動は取らない。

(ロ) 邦人以外の負傷者を目撃し、救助等の行動をとる場合には、加害者と誤認されないよう慎重を期する。

(ハ) 常に周辺に注意し、日常と異なる事柄を発見する習慣をつける。

(ニ) 危険発生の際、投棄し、救援を依頼できる文書を用意しておき、常時携帯しておく。

(2) 自宅における対策

(イ) 住居を選定する際、独立家屋はなるべく避ける。アパートの場合も、同一建物内に事務所・商店があり、不特定多数の人間が出入りする建物は避ける。入居に際し、鍵の取替え、独立家屋及びアパートの低層階の場合は窓全てに鉄格子を入れる、主寝室の入口を強化し緊急避難室とする等、然るべき安全設備を施す。

(ロ) 不必要に自分・家等の写真をとらせない。

(ハ) 未知の者を家にいれない。

(ニ) 使用人の身許を良く調査し身許不明の者は雇用しない。使用人に不必要な旅行計画の細部等を聞かせない。使用人には鍵を持たせない。

(ホ) 犯人は予め、セールスマン・道路工夫・公共労働者・露店の売子等を装い、目標とする家について事前調査を行うことが多いので、不審な場合には警察に通報する。

(ヘ) 自分や家族の行動・所在を未知の者に知らせない。旅行する場合は、信頼できる人物に、連絡先を知らせておく。

(ト) 郵便物、小包を受け取る場合には、開封前に危険物でないかどうかを確認する習慣をつけておき、エクアドル国内の友人・知人から予想外の小包が届いた場合でも不審な点があれば、差出人に電話で確認してから開封する等の注意を払う。

(犯人側は、信用させる為に友人等の名前を使う場合もありうる)

(チ) 地震・クーデター等の緊急事態が発生した場合の、家族間の連絡方法及び集合場所を決めておく。

(リ) 自宅には常に5日分程度の食糧、水を備蓄し、ラジオ・懐中電灯・電池・携帯用コンロ・蝋燭を備え、車もガソリンが常に3分の2程度有るように心掛ける。

(ヌ) 重要書類・貴重品は直ぐ持ち出せるように、安全な場所に纏めておく。

(3) 事務所における対策

施設の責任者は平素から次の諸点を確認しておいて下さい。

(イ) 万一の場合に備え、連絡先・避難計画が整備され、周知させられているか。

- ・訓練を行った都度欠点が修正されているか。
- ・避難の態様（全員か一部か、屋外か屋内か）に応じたシグナルが定められているか。
- ・避難経路が明確に示されているか。
- ・避難指揮のための補助者が指定されているか。
- ・安全な避難先が確認されているか。

(ロ) 来訪者は、確認の上、入室させるシステムとなっているか。

(ハ) 社員間の連絡網が整備され、周知させられているか。

(4) 通勤時等における対策

(イ) 犯罪者は犯行前にその目標とする者の行動を下調べするので、通勤や買物の際は、その経路や時間を変えるなどの不規則な行動により犯人側に予見させないようにする。

(ロ) 不必要な夜間外出はできるだけ避け、外出せざるを得ない場合でも極力2人以上になるように心掛け、帰宅予定時間を家族ないし信頼できる人に告げておく。

(ハ) 過去の例を見ると、車の乗降の際が特に危険であるので、不審な車や人物が周囲に居ないか注意する。また、待ち伏せ予防のために、自宅や事務所前などに駐車中のタクシーは可能な限り利用しない。

(ニ) 車で走行する際は次の点に留意する。

- ・尾行車の有無に注意する。万一、尾行を感知したら、安全な避難場所（最寄りの警察署等）で停車し、様子を見る。その後可能ならば経路の変更、Uターン等で相手をまく。
- ・道路ではなるべく中央車線を走り、交通渋滞道路、事故発生現場・デモ等の集会地は回避する。
- ・ドアは必ずロックし、窓は僅かしか開けない。
- ・ヒッチハイカーなどを同乗させない。万一、道路を妨いで、車を止めようとしているのを発見した場合には、Uターンして、高速で逃げるようにする。
- ・走行中のみならず短時間の駐車時でも必ずドアロックする。また、信号等で一旦停止する場合には、ギアを第1速にいれておき、即発進の態勢がとれるようにしておくと共に前車との車間距離を保持しておく。
- ・淋しい田舎道避け、用のない区域には立ち入らない。
- ・乗車前には車の内部、車台の下を点検し不審物・爆発物を警戒し、もしそのようなものが見つければ自ら手に触れることなく警察に届け出る。

5. 脅迫・予告電話に対する対策

(1) 基本的な考え方

テロリスト等による爆発物設置や誘拐などの脅迫乃至予告は、通常の場合、電話により通報されることが多く、従って、脅迫及び予告電話への対処方針を確立しておくことが、爆発物設置及び誘拐事件などを安全かつ有効に処理するために必要です。各自が適正な訓練を受け、この脅迫乃至予告電話に冷静に対処できる態勢にあることが望まれます。

特に、予告電話を直接受けるのは、この種事案について予備知識のない人たちですので、事務所においては電話交換手等にも周知徹底させておくことが、予告の信ぴょう性の判断

- ・有効な対策の選択・事案の早期解決のため極めて重要です。

(2) 具体的な対処法

(イ) 脅迫及び予告電話を受けた時点での対処

脅迫乃至予告電話を受けた者は、出来るだけ具体的な内容を記入したメモをすばやく近くにいる者に渡し、所要の連絡を行わせること。

(ロ) 通話中における対処

脅迫乃至予告電話を受けた者は、通話中には次のことを心掛ける。

- ・冷静に対応すること。
- ・脅迫乃至予告の内容の真否について出来るだけ確かめること。このためには誘拐の場合、人質と直接話をするを要求したり、または、人質の特徴に関する質問をすること。
- ・犯人を出来るだけ長く電話に釘付けにすること。例えば、相手の言うことを復唱したり、誰に電話をしているのかを分かっているかを確認したりする。どんな場合でも決して電話を中断したり、犯人に敵意を抱かせて電話を切られるようなことはしない。
- ・質問を繰り返すこと等により、犯人の特徴や電話をかけている場所の周囲の物音などの諸要因をつかむよう努めること。
- ・身代金などの要求については、即座に応諾することが困難であることを犯人に分からせること。

(ハ) 通話後における対処

- ・治安関係機関や警備会社に脅迫乃至予告電話について連絡すること。この連絡は、犯人より連絡しないよう要求があったとしても絶対不可欠なものである。
- ・犯人との会話を詳細に記録（出来れば、録音装置を取り付け会話を記録）しておくこと。
- ・犯人の話し方、癖、アクセント等を記録しておくこと。

(脅迫乃至予告電話チェック・リスト)

イ. 電話を掛けてきた場所：

地元 長距離 電話ボックス 内部

ロ. 電話を掛けてきた者の特徴：

(声) 男性, 女性, 成人, 子供, 低音, 大きな声, やわらかい声, かん高い声, きいきい声, 酔っている声

(話し方) 早口, ゆっくり, 歯切れが良い, 歪んでいる, 吃り, 鼻声

(なまり) 地元, 外国, 人種, 地方

(言葉使い) 良, 下品, 貧弱

(背景の物音) 音楽, 事務機器, 静か, 工場機械, 人の声, 通りの交通, 列車, 動物

(態度) 冷静, 怒っている, 理性的, 神経質な高笑い, 慎重, 感情的, 論旨が一貫している (していない)

ハ. 電話の期日：

時刻 午前/午後

ニ. 電話を受けた者の名前

6. 事件発生後の対処

防犯対策と併せて、被害者となってしまった場合の対処について心得ておくのも重要です。次に、主な連絡先の電話番号と、一般犯罪発生の場合の対処手順をしめしておきますが、皆様におかれましてもその所在地の確認等を心掛けておいて下さい。

なお、犯罪に巻き込まれた際は、どんな小さな事でも直に御遠慮なく、まず大使館まで御連絡下さい。

(連絡先電話番号 (キト市の場合))

日本国大使館	Embajada del Japon	561-899
警察 (パトロールカー)	Radio Patrulla	101 (全国共通)
赤十字 (救急車)	Ambulancia	214-977
消防署	Bomberos	102 (全国共通)

血液銀行 (昼)	Banco de Sangre(Diurno)	214-998
(夜)	(Nocturno)	215-998
メトロポリターノ病院	Hospital Metropolitano	413-520
ボスアンデス病院	Hospital Vozandes	241-540

〈事件発生時の対処 (一般犯罪の場合) 〉

SIC (刑事捜査署) において、被害者が出頭し調書の作成がなされた後、捜査が開始されます。盗難保険金等の請求の際必要になる、盗難証明もここで発行されることとなります。従って、SIC (刑事捜査署) への届け出を必ず行う必要があります。

以 上

エルサルバドル【安全の基礎】
エルサルバドル共和国
Republic of El Salvador

〔注〕 1994年1月15日現在、エルサルバドルには首都圏以外の地域に観光旅行自粛勧告が、アウアチャパン、ソンソナテ、ラ・リベルダード各県およびパン・アメリカン・ハイウェイの通行に注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

査証免除取極があるので、観光目的での90日以内の滞在については所持する旅券の種類（外交、公用、一般）にかかわらず、入国査証は必要としない。90日以上長期滞在者は、査証申請地の大使館を通じ、エルサルバドル外務省に照会し、申請手続を行うことになる。

●出入国審査

手続きは、旅券と滞在先、滞在日数等を国境、空港の移民局事務所に申告するが、その際あまり汚らしい服装や係官との口論は避けたほうがよい。旅行者がスペイン語を話せないときは必要以上の時間をロスすることがある。査証免除取極があり、観光目的で入国した場合、理論的には90日以内の滞在については入国査証はいらないことになっているものの、現実問題として入国の際に滞在期間が限定され、申告すれば30日程度（最大90日）まで認めてもらえるが、特別に理由を申し述べて申告しなければ3～15日程度しか認めてもらえないことが多いので注意を要する。したがって、滞在期間に余裕をもって申告することが必要である。滞在期間は入国管理官が決めるが、旅行者の服装により判断していると思われるので、服装には十分注意する必要がある。在留期間の延長、または観光目的以外の滞在手続きは内務省移民局外国人課で行っており、正当な理由があれば認められる。

●外貨申告

特に必要なし。

●通関

税関検査は特に厳しくはないが、私用以外の電気製品、高級品は課税の対象となることがある。持ち込み禁止品目としては、麻薬、ポルノ雑誌、植物、生もの等、通常法的に禁止しているもの、持ち出し禁止品目はマヤ、アステカ遺跡に関するものが指定されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

90日以内の滞在者は必要ない。それ以上の滞在者は、内務省移民局で外国人登録を行わなければならない。外国人登録は1年更新で、出国に際してはエルサルバドル国民と同様、当局から出国許可を受けなければならない。

●旅行制限

特になし。

しかし、元紛争地域に立ち入る際には、事前に大使館に照会することが望ましい。

●写真撮影の制限

軍事施設や軍人、警察官等の撮影は禁止されている。報道関係者が撮影を希望する場合は、職業等の身分を証明できるもの（記者証等）を大統領府に提出し、許可を取り付けることが必要である。一般のアマチュア・カメラマン等が許可を取り付けることは、ほとんど不可能である。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

エルサルバドルは、コロンビア等の生産地からアメリカへの密輸の中継地点のひとつになっているため、南からの入国に対しては特に厳しく検査している。旅行者仲間からの荷物の一時預かり等はしないこと。男女を問わず旅行者との道連れ旅行にも注意すること。

●不法就労

無査証での就労は禁止されている。不法就労者に対する取り締まりは特に厳しくはないが、発覚した場合は罰金および国外退去を命じられる。

●治安維持

12年間続いた内戦も、1992年2月、和平合意により停戦となり、現在ONUSAL（国連監視団）の監視下に置かれている。

FMLN 復員戦闘員の社会復帰問題および軍、警察官の人員削減等により、失業者が増加し、凶悪犯罪が多くなっているので十分注意が必要。

その他特殊取締

国家元首に対する不敬罪はない。外貨の交換は銀行および両替屋で行うこと。売春地帯等は、一般に治安が悪く危険であり、また売春「館」「BAR」では警察の手入れもあり、出入りは避けること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

概して親日的かつ親切的な国民性。

宗教はカトリックが国教となっており、国民の大半がカトリック教徒であるが、エバンヘリコと呼ばれる新教徒も増えつつある。宗教の批判はタブーとされており、生活態度に関連し、政治、宗教に関する発言はなるべく控えること。現地の人との交際に関する注意としては、金銭面、物の売買、交換等におけるトラブルが少なくないので、お金の貸し借りはしないような用心が必要。

銀行、レストラン等でゴム草履あるいはサンダル履きの日本人を見かけることがあるが、たとえ旅行中とはいえ、服装には注意しないと周囲の人から軽蔑されたり、手荒な取り扱いを受けたりすることもあるので、きちんとした服装をすること。また、長髪や手足の汚れ等もいやがられるうえ、官憲からはゲリラに参加している外国人ではないかとの嫌疑を受ける（実際に逮捕された日本人青年もいる）こともあるので注意が必要。

安全のためのひとくちアドバイス

- ・政治、宗教や現地人を卑下した話は禁物。
- ・現地の人に対しては、大声で怒鳴ったり怒ったりせず、冷静に話すように心がける。
- ・現地の人と飲酒するときは、あまり飲みすぎない。
- ・所持金は2カ所以上に分散し、人前で大金を見せない。
- ・外国人の行かない場所には出入りしない。
- ・夜間の外出は避ける。
- ・昼間の外出でも複数で行動する。
- ・貴金属類は携帯しない。

健康上の留意事項

肝炎が多いので、生水や汚い露店の生もの、漬物等の飲食は厳禁。外食は信頼できる店ですること。朝食に油っこい食べ物が多く、慣れないと急性胃炎になることがある。破傷風もあり、小さな傷でも注意を要する。

主な病気としては、アメーバ赤痢、肝炎、デング熱、狂犬病、破傷風、マラリア、エイズなどがある。

在外公館アドレス

●大使館

在エルサルバドル大使館

Embajada del Japon, Calle Loma Linda #258, Colonia San Benito,
San Salvador, El Salvador, C.A.

Tel.24-4740,24-4612,98-1237,23-0761

エルサルバドル「防犯の手引き」 防犯の手引き

平成4年10月

在エル・サルヴァドル日本国大使館

はじめに

当国は、1979年の日本合弁会社インシンカの邦人誘拐事件及び、内戦により邦人企業の日本人駐在員は引き揚げられ、又、その間残られた邦人の皆様の苦労は計り知れないことであったと思います。本年2月、和平合意が終結され、大使館業務も5月30日に正常化され、8月新事務所に移転しました。和平合意から8ヵ月、状況は好転しているも、犯罪の数は増加していることは皆様御承知の通りです。

以上の状況を踏まえ、今般当国に在住の皆様が安全に生活出来る為の参考資料として、治安・防犯の手引きを新たに作製致しました。当国に長く滞在されている方にとってはごく当然のことで目新しいことは無いかも知れませんが、初心に帰ったつもりで再度確認していただければ幸いです。

本手引きは、今後とも更に充実したものに致したいので、皆様の生活体験に基づく御意見等、お気づきの点がありましたら大使館迄御連絡ください。

1 基本的心構え

当地在留邦人の安全は、エル・サルヴァドル政府が第1義的に負うものですが、当地で邦人が事故・事件に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置を行います。事件・事故の捜査、処理は当国の主権のもとに実施されますので、常日頃から安全対策に関しての問題意識を持ち、次の点に心掛ける必要があります。

(1) 国民との相互理解

当国の歴史、風俗、文化、習慣、国民性を正しく理解する必要があります。又、日本ないし日本人を正しく理解してもらうことも極めて重要であり、そのためには、我々日本人が良識ある日常生活をし、良識ある行動、言動が大切であると思います。

(2) 安全の基本

日本人はとかく海外に於いて安全に対する意識が低いと指摘されていますが、海外生活での安全の基本は、(1)警戒を怠らない (2)行動を予知されない (3)目立たない の三原則を守らなくてはなりません。

(3) 情報収集

日頃から新聞、テレビ、ラジオ等のニュースには関心を払う必要があります。特に緊急時は、BBC、ラジオ・ジャパンの国際放送は貴重な情報収集源です。

(4) 緊急時の連絡先の把握

大使館・警察・消防・警備会社・信頼出来る近隣者(日本人、現地人)・病院等の緊急連絡先を把握するとともに、在留邦人相互間の緊密な連絡体制を確立する必要があります。特に3ヵ月以上滞在する場合には、大使館に在留届を提出して下さい。

2 日常生活における基本的事項

日常の行動は、派手な生活や反感を買うような行動は慎み、生活に溶け込むことが大切であり、近所の住民とは良好な人間関係を保つよう努力が必要です。しかし、いくら良好な関係を持てても警戒は必要です。

現地における行動の基本は三原則であることは前記しましたが、

(1)「目立たない」顔、顔色異なり一目瞭然出あるが、服装、言葉、態度に気を付け、目立たぬようにする。

(2)「行動の予知」出勤、帰宅、買物等行動がパターン化される傾向にあるので、意識

的に経路を変更する必要があります。

(3)「警戒を怠らない」不審な兆候がないか常に用心を怠らない。

犯罪を誘発するような環境、行動を謹む事も大切であり、自宅周辺で不審な兆候が見受けられたら、必ず他の邦人、知人に連絡するとともに警備対策を強化し「目立たぬ」から「目立つ」警戒体制を敷く必要があります。

(1) 近所との関係

近所との関係を良好に維持することで、どのような警備、安全対策を実施しているかを観察することが可能であり、自宅住居の警備の参考になります。又、近所での事故等の情報や安全に関する情報は、地域の特性に応じ思わぬ対策、教訓が含まれているので、常日頃からの良好な関係が必要です。

万一事故がおきても、隣人が異常を察し援助の手を差し伸べてくれる事があります。

(2) 訪問者に対する注意

親しい知人であっても、見知らぬ人が一緒の時や、非常識な時間に訪問された時など十分な注意が必要であり、扉はすぐ開けず周囲を確認出来る位の余裕を持って対応する。又、扉を解放する際にも、安全チェーンを掛けたまま少し開放し（強く引っ張られたり押されたりしても開けられないように）再度確認し開放する。

電話、水道、電気、ガス等の工事人は不用意に敷地内に入らず、依頼していない場合は特に、事務所に用件、工事人氏名を確認する位の用心が必要です。

(3) 使用人に対する注意

使用人の雇用にあたっては、信頼の出来る人からの紹介を受けることが一番であるが、使用人が犯罪の手引きをする場合や、本人が犯罪を犯す場合があるので常日頃から、態度、言動に注意が必要です。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1)使用人に隙を見せない | (貴重品等不用意に放置しない) |
| (2)使用人とは一線を引いた関係を保つ | |
| (3)使用人のプライドを傷つけない | (恨みを買う言動行為をしない) |
| (4)使用人の防犯に対する教育 | (主人が不在の場合の処置) |

(4) 外出時の注意

行動には時間の余裕が必要であり、扉、門扉を開放する時は外部周辺の状況の安全を確認してから行動を起こせる位の余裕が必要です。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1)戸締まり、施錠を確実にする | |
| (2)鍵は携帯する | (玄関の周囲に隠すことは禁物) |
| (3)夜間の単独外出は避ける | (室内は電気等点灯しておく) |
| (4)帰宅時は周囲の安全を確認してから | (不審者が潜んで居るか否か) |

(5) 電話

一般家庭に於いて電話機は唯一の外部との連絡手段であり、平素から使用の可否を確認しておかなければならない。(最低受話器を上げ発信音がするかしないか)

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1)設置は2ヶ所以上が望ましい | |
| (2)電話番号の明示 | (警察、消防、病院等) |
| (3)自宅の電話番号は限られた者だけに | |

(6) 鍵の管理

一般家庭では鍵の数は少ないが、その分鍵に対する注意を払い鍵の管理、扱い方次第で容易に侵入され事故に遭遇することがあるので十分に注意が必要である。又、引っ越し、鍵の紛失等した時は、最低門扉、玄関の錠前は新たに交換する必要がある。

- (7) 家を留守にするとき
昼夜問わず住居は無人にしない事が大切です
(1)信頼出来る使用人を不在の間住まわせる
(2)親しい友人、知人に鍵を預け点検してもらう
(3)夜間常夜灯、室内を点灯する

3 緊急事態対処

(1) 平素の準備

- (1)身の回り品で最小限のものは一つにまとめておく。
・旅券(有効な査証)
・現金(ドル)
・衣類等
・その他(医薬品)
(2)自動車の整備(燃料は常時満タンに)
(3)大使館との相互連絡を密に

(2) 緊急時の心構え

緊急事態が発生した、又は発生する恐れがある時には、大使館は邦人保護に万全を期すため所要の情報収集、情報判断及び対策を行い、緊急連絡網にて各位に情報・状況を通報するので、平常心を保ち邦人相互間の緊密な連絡、テレビ・ラジオの聴取等正確な情報の把握に努め、群衆心理、噂に惑わされないで下さい。

又、生命、身体、財産に危害が及んだり、及ぶ恐れがある時は、当国警察に通報し救護を求めると共に、大使館に通報して下さい。

(3) 避難

緊急事態が発生しても状況によっては自宅に居残った方が安全なこともあり得るので、慎重に行動して下さい。大使館から緊急連絡網に従い避難勧告があった場合は、これに従い速やかに行動を開始して下さい。

以上、防犯の手引きとして基礎的事項をまとめましたので、各自熟読の上緊急時には落ち着いて行動するよう心掛けて下さい。

警備対策チェックリスト

1 外壁

- (1)敷地内に容易に入れないか
(2)外塀の高さは充分か
(3)外塀を乗り越えられる箇所はないか(電柱、樹木等)
(4)外塀から直接2階に渡られないか
(5)敷地内に夜間照明設備はあるか
(6)外塀に鉄条網、忍び返しはあるか
(7)警報機、監視装置はあるか
(8)外部から敷地内を覗かれないか

2 門扉

- (1)来訪者の確認が出来るか
(2)照明設備があるか
(3)賊が身を隠す場所がないか
(4)門扉周辺の確認が出来るか

3 車庫

- (1)車庫は敷地内にあるか
(2)車の出入が安全に出来るか

- (3)車庫の出入扉と人の出入扉は区別されているか
- (4)車庫内に照明設備があるか

4 庭

- (1)庭に照明設備があるか
- (2)庭は見通しがきくか
- (3)樹木等手入れされているか
- (4)足場となる物が置いていないか

5 玄関

- (1)扉は頑丈か
- (2)扉に2カ所以上錠前が設置されているか
- (3)扉に覗き穴、インターホン等で来訪者確認可能か
- (4)扉の付近に窓はないか
- (5)玄関に照明設備はあるか

6 他の扉

- (1)扉は頑丈か
- (2)扉に2カ所以上錠前が設置されているか

7 窓

- (1)窓に鉄格子があるか
- (2)クーラー取り付け部、天窗、小窓に鉄格子はあるか
- (3)鉄格子の強度はあるか
- (4)非常時に外部へ脱出可能か

8 建物

- (1)構造は堅牢か
- (2)屋根から侵入されないか
- (3)警報装置はあるか
非常用押し釦、警報ベル

9 主寝室

- (1)避難室としての工事が容易か
- (2)電話はあるか

キューバ【安全の基礎】

キューバ共和国

Republic of Cuba

出入国時の留意事項

●査証

キューバへの入国査証は、本国照会ののち付与されるので、申請から取得まで2週間以上を要する。ただし、観光目的の場合は「ツーリスト・カード」をキューバ領事館または観光案内業者より購入すれば、30日以内の滞在が認められる。

キューバから出国するには、入国時受け取った出入国カードの2枚目に、受け入れ先または招待先あるいは泊まったホテルのスタンプを受けておかないと出国できない。所用のため一時出国し再入国する人は、再入国許可を取得したうえで出国するとよい。なお、キューバからメキシコに行く場合、メキシコの入国カードが必要で、そのカードは在キューバ・メキシコ総領事館あるいは搭乗する航空会社からあらかじめ入手しておく必要がある。

●出入国審査

キューバにとって不利益となるような事実がなければ、入国について問題はない。機内で出入国カードが配布されない場合が時々あり、その場合は到着後空港で同カードを受け取り記入する。なお、出入国カードの2枚目は出国時必要なので紛失しないように。

●外貨申告

一般外国人の旅行者は、入国時の税関申告の際に所持外貨の申告が義務づけられている。ホテルの宿泊料、レストラン、ドル・ショップでの買物は、米ドル払い（国際的に知られたクレジット・カード（米国口座使用カードを除く）も可）であるので、現地通貨（ペソ）に換金の必要はない。また、外国人は現地通貨の現金による買物はできない。

●通関

外国人の場合は、各人の滞在期間を考慮して検査を行っている。短期滞在者にはカメラ、ラジオなどの再輸出証を発給して持ち込ませているので、この証明書をなくさないように注意しなければならない（カメラ1個くらいの場合は申告しない人が多い）。

通常の携行品については、異常に量が多いとか、明らかに本人のものでないと認められる品物でない限り問題はない。ただし、果物、生鮮食品、酪農製品、生皮などは動植物検疫法により持ち込みが禁止されている。なお、入国だけでなく、出国に際しても税関検査が行われる場合がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

(1)商用または業務渡航および企業等の駐在員は Camara de Comercio (Calle 21, No.661, E sq. A, Vedado.) に届出を行う必要がある。

(2)報道関係者は Centro de Prensa Internacional (Calle 23, No.150, Esq. O, Vedado.) に登録が義務づけられている。

●旅行制限

特に制限はないが、個人的に地方に旅行する場合には、旅行案内所を通じあらかじめホテルを予約しておかないと宿泊できない場合がある。

●写真撮影の制限

軍事関係施設、同地域等の撮影は禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込みおよび所持は、法律により厳重に禁止されている。

●不法就労

査証の入国目的以外の行動は一切禁じられており、もちろん不法就労はできない。

●治安維持

政治関係の活動、出版等をキューバ政府の許可なく行うことはできない。

その他特殊取締

表面的にはほかのラテンアメリカ諸国と変わらない印象を受けるが、国家の利益に反する行動、その他のヤミ取引、反革命的と見られるような行動、および風紀を乱す行為（賭博、売春など）は厳しく規制され、また監視されている。

革命達成および国家の社会主義体制維持のために隣組制度（革命防衛委員会、CDR）という組織があり、外国人の行動はどこかで監視されていると考えてよいので、滞在中には軽率な行動を取らないようくれぐれも注意する必要がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

キューバは、日本や米国のような自由主義国とは政治・経済・社会体制のまったく異なる社会主義国であることを念頭に置いて行動すること。また、宗教については、建て前上国家の利益に反しない限り、信仰の自由は認められている。ただ、ほかのラテンアメリカ諸国にあるような宗教関係の記念日は祝祭日から外されている。しかし、最近土・日曜に教会へ行く人が少しずつ増えている。

安全のためのひとくちアドバイス

隣組制度等による監視が行き届いているので、凶悪な犯罪はあまり多くないが、最近のキューバ経済状態の悪化により、コソ泥・置き引き等が目立って増えているので十分注意する必要がある。特に親しそうに近づいてくる人の中には、コソ泥がいるので要注意。

また、日本人がキューバで滞在する場合には、日本とは違った政治体制の国にいることを十分わきまえて行動する必要がある。

健康上の留意事項

風土病は特にない。日差しが強いので、長い間の直射日光は避け、水分、休養を十分取るようにすること。水道の水は石灰分の含有率が高いので飲むのは避けたほうがよい。

医療施設は一見整っているように見えるが、不衛生で、決して十分とは言えない。最近では医薬品のほとんどはキューバ製であり、かつ不足しているので、常備薬的なもの（風邪薬、胃腸薬、下痢止め、目薬、軟膏、かゆみ止め、抗生物質）は持参することが望ましい。

緊急時の連絡先

旅行者、外国人等が盗難、自動車事故等、各種緊急事件にあった場合には、下記機関に連絡すれば、警察や病院等にしかるべく連絡のうえ処理してくれる。

（警察案内センター（Informacion de Policia））

Tel.22-1186

（パトロールカーの呼び出し（Patrulla de Policia））

Tel.82-0116

在外公館アドレス

●大使館

在キューバ大使館

Embajada del Japon, Calle N No.62 Esq.15, Vedado, Ciudad de La Habana,
Cuba (Apartado No.752)

Tel.33-3355,33-3454,33-3507,33-3508,33-3598

データ名：キューバ「防犯の手引き」
登録日付：94/04/06
キューバにおける治安・防犯の手引き

平成4年10月
在キューバ日本国大使館

はじめに

当国は1959年1月1日キューバ革命以降、厳しい社会主義体制が維持されてから、比較的治安の良い国とされてきましたが、極度の経済困難下において一般犯罪も増加しており、その中でも外国人を対象とする犯罪が増えていることは、皆様御承知の通りであります。

以上の状況を踏まえ、今般当国在住の皆様が安全に生活できる為の参考として、治安・防犯の手引きを作成しました。当国に長く滞在されている方にとってはごく当然のことで目新しい点はないかもしれませんが、新たに赴任される方々にとっては、それなりにお役に立つのではないかと考えられます。

本手引きは、今後とも更に充実したものにいたしたいと考えておりますので皆様の生活体験に基づく御意見等お気付きの点がありましたら、大使館まで御連絡下さい。

1 基本的な心構え

当地在留邦人の安全確保は、キューバ政府が第一義的に負うものであり、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとることとなりますが、事件・事故の処理は捜査を含め当国の主権のもとに、当国政府の責任で処理されることとなります。

従いまして、常日頃から皆様御自身安全対策に関する問題意識を持つとともに、当地在留に伴う相応の自助努力が当然求められることになり、次のような点を心掛けていただく必要があります。

(1) キューバ人（社会）との相互理解

まず、当国の歴史・風俗・文化・習慣・国民性ないし地域感情を正しく理解することが必要です。特に、当国は現在社会主義体制下にあるということを認識していただくことです。また一方、当国において日本ないし日本人を正しく理解してもらうことも極めて重要です。そのためには、良識ある日常生活及び行動が何よりも大切であると思われれます。

(2) 安全の為の基本的理解

日本人はとかく海外では安全意識が欠如していると指摘されていますが海外での安全の基本は、一般的に (1)警戒を怠らない (2)行動を予知されない (3)目立たない の三原則を遵守することにあると言われています。

(3) 安全に関する情報収集

安全のための情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から新聞・雑誌・テレビ・ラジオ（特に緊急時は、BBCやラジオ・ジャパン等の国際放送は貴重なソース）のニュースに最低限の関心を払う必要が有ります。

(4) 緊急時の連絡先の把握

大使館・消防・警察署・会社関係・信頼出来る近隣者（日本人及びキューバ人）・病院等の緊急連絡先を明らかにしておくとともに、在留邦人相互間の緊密な連絡体制を確立しておく必要があります。特に3カ月以上の場合は、大使館に在留届を提出する必要があります。これは、大使館からの緊急連絡時に利用されます。

(5) 日本大使館所在地及び電話番号

EMBAJADA DEL JAPON
CALLE N #62, ESQ. A CALLE 15 VEDADO, CIUDAD DE LA HABANA
Telefonos: 33-3454, 33-3355, 33-3598, 33-3507 y 33-3508

2 治安情勢一般

(1) 治安状況

当国において最近3年間(1989年6月~1992年5月)に、主として邦人旅行者が被害に遭い当館に届け出があったものの大半は、盗難事故(旅券、航空券、現金、クレジットカード、カメラ等)であり、内一件は強奪事件でしたが、幸い病院で手当てを受ける程の負傷ではありませんでした。しかし、これまで旅行者の盗難事故が少なかった当国においても、次第に一般犯罪が増加傾向にあることは確かです。ただ、銀行強盗等の凶悪事件やテロ行為による被害が発生していないことは、他のラ米諸国に比べまだまだ治安の良い国であると云っても良いのではないのでしょうか。

(2) 邦人旅行者の被害状況(最近3年間:1989年6月~1992年5月)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (イ) ホテル及びバンガロー等室内での盗難 | 4件 |
| (ロ) 路上及び公園内での盗難 | 2件(1件は強奪) |
| (ハ) 海岸に置いたバック等の盗難 | 2件 |
| (ニ) 車内に置いたバック等の盗難 | 2件 |
| (ホ) 日本より送った航空荷物の盗難 | 1件 |

(3) 事故発生時警察等への連絡先(居住地区によって警察の連絡先は異なります。)

- (イ) VEDADO地区警察
POLICIA NACIONAL REVOLUCIONARIA
UNIDAD MUNICIPAL No.3, PLAZA VEDADO
Calle Zapata y Calle C, Vedado
Telefono:32-3706
- (ロ) MIRAMAR地区警察
UNIDAD QUE ATIENDE MIRAMAR
Calle 18 #119 Entre 3ra. y 4ra., Miramar
Telefono:22-2686
- (ハ) ATABEY地区警察
UNIDAD QUE ATIENDE ATABEY
Calle 198 Entre 15 y 13, Siboney
Telefono:21-0059
- (ニ) PRAYA地区警察
UNIDAD MUNICIPAL No.5. PLAYA
Calle 62 e/7ma- Ay 7ma B
Telefono:29-1910, 23-8448
- (ホ) パトロールカー呼出し
PATRULLA DE POLICIA
Telefono:82-0116
- (ヘ) 消防署
BOMBEROS
Telefono:79-8561~69, 81-1115
- (ト) 外国人専用病院
CLINICA CIRA GALCIA
Calle 20 #4101 esq. a 41, Miramar
Telefono:33-2673

3 一般犯罪防犯の手引き

(1) 過去3年間当国において邦人旅行者が被害に遭った事例から、特にどのような注意が必要かを列記してみます。

(イ) ホテル及びバンガロー内での盗難

外出する際自分の部屋に鍵を掛け、旅券、現金、航空券、クレジット・カード等を入れたバックを置いたまま外出し、盗難に遭ったケースが多いので、それらの貴重品は必ず身

に付けて外出して下さい。

ピナール・デル・リオのバンガローの事例のように、料金の安いホテルやバンガローでは、鍵を掛けて外出しても、預けた鍵を従業員が使ったり、又、鍵自体が不完全なものがあり盗難に遭うケースがあります。(尚、一流ホテルでも安心しない方がいいです。)

又、特に悪質な例では、ハバナ市内ホテル・リドの事例のように、女性の単身旅行者が施錠した部屋で就寝中に、見知らぬ男が室内に居るのを人の気配で目を覚まし騒いだところ、男は貴重品の入ったバックを取って、トイレの窓から逃げたという事例もあります。

(ロ) 置き引き

自転車旅行中、自転車を店の前に置き、買物している間に、自転車を盗まれたり(マタンサス市)。又、海水浴場の砂浜に、貴重品の入ったバックを置いて泳いでいる間に盗難に遭った事例(バラデロ海水浴場)等がありますが、所持品を無造作に路上に置いたり、又、海水浴場で泳ぐ場合は、常に置いた物から目を離さないことが必要です。

(ハ) ひったくり

被害に遭った事例は、夜遅くホテル・リビエラ近くの海岸を散歩中、親切を装って二人の男が近づき、女を紹介するからと人気の無い公園まで来たところいきなり殴られ、身に付けていた貴重品、カメラ等を強奪されたケースですが、見ず知らずの者が近づき話しかけてくる場合は注意しなければなりません。特にキューバ人は男も女も人なつっこいところがあり、多くの場合犯罪者とは云えませんが、時と場合により注意を要します。

ひったくりに対する一般的な注意事項としては、ひったくりの犯人は、目星をつけた人物を尾行し、人気のない場所あるいは、事後の逃走に便利な地物、地形のある場所ですきをつき行動に移すことから、常に周囲に対する警戒が必要です。不審な人物、グループに尾行されていると気付いた場合、人気の多い場所等へ逃れる、あるいは、タクシーをひろうことが必要です。

又、外出時は可能な限り両手をフリーにし、手荷物は持たない方が安全でしょう。特に御婦人の場合、ハンドバックは、

◎たすき掛けにするとともに、体の前で手を添えて持つ(車道側に向けない)

◎口金は内側を向ける

等の注意が必要です。

(ニ) 車上狙い

駐車などで一時車両を離れる場合、たとえドアロックをしたとしても車内に携行品を置くことは危険です。仮りに貴重品が無くても、窓ガラスを破られる恐れがあります。

盗難にあった事例の一つは、女性旅行者がレンタカーを借りて、キューバ人の友人(男性複数)と共に夜ディスコへ行った際(バラデロ海岸)、貴重品を入れたバックを車内に置き、ドアロックしておいたが、戻ってみるとバックを盗まれていたケースがあります。これなどは不注意なことだと思います。

(2) 旅券に対する注意

(イ) 旅券の重要性

旅券の他、航空切符、現金又はトラベラーズ・チェックは、海外における「三種の神器」で、懐中保管が原則です。仮りにひったくり等によりハンドバック類等の手荷物が盗まれたとしても、懐中物は安全です。

しかも、旅券を紛失した場合、再発給には早くても2~3日、時には数週間要することもあり、旅行中の方が盗難にあわれた場合、当該旅行計画は大幅に変更せざるをえない状況となります。特に団体旅行の方は新旅券を受領できるまでの間、見知らぬ異国の地にただ一人残留しなければならないケースも、現実にあります。

(ロ) 旅券盗難時の措置

不幸にして旅券が盗難にあわれた場合は、直ちに最寄りの警察署に届け出のうえ、盗難証明書を受領し大使館に再発給申請をして下さい。

申請には、当該盗難証明の他

◎身分を公的に証明するもの(運転免許証写真付きのもの)

◎写真(必ず4.5×3.5cm大)2枚
を必要とします。

万が一のため、予め旅券はコピーしておくとともに、上記身分証明書・予備の写真は、旅券と同一の機会に盗まれることの無いよう、別の場所に保管しておくのが万全かと思われます。(多くの場合、これ等が旅券と共に一括盗難にあい、事後の手続きを長期化させております)

(3) 在留者の住居防犯対策

(イ) 一般的なチェック項目

- (1) 緊急の場合、必要な電話リストはあるか。
- (2) 自宅付近の地理、警察、消防、病院等の場所を知っているか。
- (3) 有事の際、気軽に援助を求めることが出来る人がいるか。
- (4) 隣人、管理人と仲良くしているか。
- (5) 有事に備え、家族間の連絡方法・連絡先、その他(血液型)を常に持っているか。

(ロ) 家屋外周(特に独立家屋の場合)

- (1) 門に施錠しているか。
- (2) 庭等の照明は良いか。
- (3) 塀の高さは十分か。
- (4) 塀の周囲によじ登るのに都合の良いものはないか。
- (5) 植え込み、生け垣は隠れ場所とならないよう十分刈り込んであるか。

(ハ) 玄関施錠

- (1) 玄関の鍵は二重(1ドア2ロック)以上になっているか。
- (2) 鍵は頑丈に付けてあるか。また、ドア自体の素材は丈夫なものか(鉄板入りの物が望ましい)。
- (3) ドアチェーンはあるか。
- (4) のぞき窓はあるか。
- (5) 鍵は全て正常に働くか。
- (6) 家族以外で鍵を持っている者はいるか。

特に新規に入居の場合は、前住者がスペアキーを持っている可能性もあり、前住者が職場同僚等安全が確認されている場合を除き、鍵を全て交換することが望ましい。また、鍵を盗難・遺失した場合には、即座に鍵を別なものとの交換すること。(即日空巢に入られた例がある。)

- (7) 予備鍵を玄関近くの植木鉢、郵便受け、マットの下等に隠していないか。

(ニ) 窓

- (1) 地上階の場合、全ての階に鉄格子があるか。
- (2) 全ての窓にロールダウン式の錠戸があるか
- (3) 夜間、長期不在時には錠戸を閉めているか。
- (4) 使用しない窓は、永久封鎖してあるか。
- (5) 二階の窓から侵入するのに利用されそうな物件を放置していないか

(ホ) 寝室

可能な限り寝室に施錠を設け、有事の際に避難室として利用可能にする。

(ヘ) ガレージ

- (1) 夜間・外出時には鍵を掛けているか。
- (2) 鍵は正常に働くか。
- (3) ガレージの中に、侵入の道具や凶器となるような物を置いていないか。

(ト) その他

- (1) 消火器はあるか。また、使用方法に習熟し、かつ正常な状態か。
- (2) 現金・貴重品は、持ち出すことの出来ない固定式金庫に保管してあるか。
- (3) 貴重品・電気製品の製造番号は控えてあるか。

- (4)盗難にあった場合、現場保存のうえ警察に連絡するよう家族にも徹底されているか。
 - (5)家屋に侵入しようとしている者や、既に侵入している者がいる場合、どう行動するか家族に徹底されているか。
 - (チ) 使用人
 - (1)使用人の身元・家族・友人等可能な限りの調査をしているか。
 - (2)緊急の場合、どこへ連絡するのか、またどのような行動をとるか徹底されているか。
 - (3)必要以上に、家庭内の私事・行動予定を話していないか。
 - (リ) 外出時
 - (1)玄関・窓の施錠を確実にしたか。
 - (2)一見して留守と分かる書置きをドア等に張っていないか。
 - (3)鍵を玄関近くに隠して外出していないか。
 - (4)暗くなると自動的に照明がつくような設備があるか。
 - (5)ラジオあるいは部屋の一室の電灯をつけたままにしておく等、家人が居るように見える工夫をしているか。
- (反面、昼行燈では長期不在を明らかにすることとなり好ましくない場合もある)

4 テロ対策

(1) テロをめぐる情勢

(イ) 我国の国際的地位の向上と海外におけるプレゼンスの拡大に伴い海外で日本人・企業がテロや誘拐事件の対象となる可能性は排除されません。多くの企業が海外へ進出していますが、一般的に日本の企業はセキュリティに対する意識が希薄であると指摘されており、現地の状況も踏まえ、かかる脅威が存在することを念頭に置いておく必要があります。

(ロ) 当国においては、現在のところ国内におけるテログループの存在は否定されていますが、社会主義体制を批判するグループが、国民生活の窮状に不満を持つ分子と結び付き、テログループに発展する可能性は否定できません。

(2) テロ対策

平素から下記の点について検討しておく必要があります。尚、その具体策について不安をお持ちの方は、個別に大使館まで御相談下さい。

(イ) 誘拐対策

- (1)通勤・退社時の安全対策
- (2)自宅での安全対策
- (3)家族への指導
- (4)人質となった場合の心得

(ロ) 爆発物対策

- (1)爆破予告電話受理時の措置
- (2)不審放置物件発見時の措置
- (3)小包・手紙爆弾対策

5 その他在留に当たっての一般的留意事項

(1) 滞在届

前記1.(4)に書きました大使館への在留届とは別に、当国関係機関に対し次の通り届出なければなりません。

(イ) 短期旅行者（一カ月以上の人）

観光局または所轄公団から移民局に対し、届け出を行う必要があります。

(ロ) 長期滞在者（三カ月以上の人）

その会社が所属する公団を通じて移民局に届け出を行い、外国人証明書の発給を受けなければなりません。

(2) 旅行制限

特に制限はありませんが、個人的に地方に旅行する場合は、ホテルの手配、車の手配等が困難ですので、旅行社を通じ予約しておく必要があります。

(3) 写真撮影の制限

軍事関係施設、同地域などの撮影は禁止されております。

(4) 麻薬

持ち込み及び所持は、法律により厳重に禁止されています。

(5) 不法就労

査証の入国目的以外の行動は一切禁じられており、もちろん不法就労は出来ません。

(6) 治安維持

政治関係の活動、出版等は、キューバ政府の許可無く行うことはできません。

(7) 体制上の留意事項

表面的にはほかのラテンアメリカ諸国と似た印象を受けますが国家の利益に反する行動、たとえば外貨の不正売買（一般キューバ人の外貨所有は禁止されています）、その他の闇取引、反革命的と見られるような行動、及び風紀を乱す行為（賭博、売春等）は厳しく規制され、また監視されています。

革命達成及び国家の社会主義体制維持のために隣組制度（革命防衛委員会、CDR）という組織があり、滞在中には軽率な行動を取らないようにくれぐれも注意する必要があります。

(8) 健康上の留意事項

(イ) 風土病は特にありませんが、日差しが強いので、長い間の直射日光は避け、水分、休養を十分取るようにして下さい。

(ロ) 水道の水は石灰分の含有率が高く不衛生ですので飲まない方が良いでしょう。

(ハ) 医療設備は一見整っているように見えますが、不衛生で、決して十分とは言えません。医薬品は不足しているため、常備薬的なもの（風邪薬、胃腸薬、下痢止め、目薬、軟膏、かゆみ止め、抗生物質）は持参することが望ましいと思います。

6 緊急時の避難先

(1) 緊急事態発生の際には、日本大使館は総力を挙げて在留邦人の身体の安全を確保する所存であります。係る見地から大使公邸を第一次の避難先として指定させていただきます。（所在地記（4））

(2) 緊急時、大使公邸に避難される場合は、可能な限り毛布、着替え類、旅券、懐中電灯、及び医薬品等（出来ればある程度の耐久食）を携行して下さい。そのために日頃より、緊急時の携行品について準備しておく必要があります。

(3) 避難の場合のトランスポーターションについては、在留邦人の幹事各位と定期的に協議の上、複数の「世話役」を設けさせていただきます。

(4) 大使公邸所在地

RESIDENCIA DEL EMBAJADOR DEL JAPON
Calle 9, No.613 Entre 6 y 41,
Miramar. La Habana
Telefono:33-2031

グアテマラ【安全の基礎】
グアテマラ共和国
Republic of Guatemala

出入国時の留意事項

●査証

日本とグアテマラの間には査証免除取極があり、観光等を目的とする場合で3カ月以内の滞在であれば査証は必要ない。3カ月以上の滞っておよび就職、永住もしくは報酬を得る目的で芸能・スポーツ等に従事する場合は査証が必要。また、外交・公用旅券所持者は査証取得が必要。ただし、入国目的が通過および3カ月以内の短期滞在（観光、知人訪問等）の場合は査証免除となる。

●出入国審査

査証を取得せずに入国した場合、通常90日間滞在が許可され、その後中央移民局へ行き、所定の手続きをすればさらに30日間が付与される。滞在期間を経過して不法滞在した場合50～1000ケツアルの罰金および1日につき10ケツアルの過料を徴収される。

●外貨申告

必要なし。ただし、出国時に余ったケツアル貨は米ドル貨に交換できない。

●通関

商品と見なされるもの、個人携行物として多すぎるものは課税。課税率はカメラ、テレビ、ラジオ等はCIF価格の30～40%。持ち込み禁止品は、麻薬、破壊活動文書、ポルノ出版物および事前に持ち込み許可を受けていない武器や爆発物など。持ち出し禁止品は、考古学的遺物、歴史的芸術品、麻薬、破壊活動文書、ポルノ出版物、武器、爆発物など。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在届はないが、査証延長手続時および査証切り換え時、滞在届に類する書類を中央移民局に提出する。

●旅行制限

特になし。ただし、ゲリラ活動地域等、治安の悪い地域へはそのときの情勢により自粛したほうがよい。

●写真撮影の制限

軍事施設および国境地帯の撮影は禁じられている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類を所持、使用、売買した場合は麻薬取り締まり法により12～20年の刑に処せられる。現行犯もしくは逮捕状に基づいて取り調べが行われるが、市民の情報等により逮捕される場合もあるので、嫌疑を受けるような行動は厳に慎む必要がある。

●不法就労

近年不法就労で問題になったケースはないが、就職・就労の目的で滞在する場合は、就労査証を入国前または入国後取得する必要がある。

●治安維持

1986年1月民主政権が誕生し、反政府分子の活動は少なくなっているが、経済状態の悪化などの理由で昼間でも繁華街での強盗、盗難に十分注意する必要がある。なお、外出時は身分を証明するものとして旅券を携行すること。

その他特殊取締

ドル買いが市の中心街にいて、外国人を見ると声をかけてくるが、ヤミドルの交換は禁止されている。また交換のために同行していき強盗に遭った例がある。ホテルで両替してもそれほど変わらないので街頭でドルを交換しないこと。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

グアテマラは古いマヤ文化と歴史をもつ国で、国民は皆これを誇りとしている。したがって、グアテマラの文化的伝統、風俗習慣の理解に努め、これを尊重する心構えをもつことが大切である。一般にグアテマラ人は慎み深く、端正な服装をしているので突飛な服装や行動をしないこと。

安全のためのひとくちアドバイス

人込みでは十分気をつけ、夜間の外出は極力しないこと。また、バス強盗が多発しており、できれば利用しないこと。

警察や軍隊の指示、検問には素直に従うこと。逮捕されたり、事故に遭ったら至急大使館に連絡を取ること。留置されて6時間経過すると釈放がより難しくなる。

健康上の留意事項

首都グアテマラ市は海拔1500メートル、年平均気温18度と快適な気候であるが、北西部の低地および南東部海岸地方は熱帯性気候で暑い。グアテマラの主な疾病は腸チフス、はしか、水疱瘡、オンコセルカ、風疹等であるが、日本人がかかりやすい病気は、肝炎、アメーバ赤痢、感冒、胃腸病等である。留意すべきこととしては、生水を飲まないこと。生野菜はよく洗うこと。室内には寄生虫（ダニ、ノミ）がいるので当初、殺虫剤を散布すること。低地方でブヨや蚊に刺されるとマラリアやオンコセルカ症にかかるおそれがあるので注意する。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.120

〈消防〉 Tel.122, 123

〈救急車〉 Tel.125

〈私立総合病院〉（救急車あり）

エレラ・ジェランデー Tel.320444～8, 325952～6

セントロ・メディコ Tel.323555～9, 342157

緊急時の言葉

「泥棒」＝ラドロソ

「助けて」＝ソコーロ

「警察を呼んでください」＝ポリシア・ポル・ファボール

「パトカー」＝ラジオ・パトゥルーリヤ

「救急車」＝アンブランシア

在外公館アドレス

●大使館

在グアテマラ大使館

Embajada del Japon, Ruta6, 8-19, Zona 4, Ciudad de Guatemala,

01901 Guatemala, C.A. (Apartado Postal No.531)
Tel.31-9666~8

グアテマラ防犯の手引き 防犯の手引き

(身を守る114のチェックポイント)

1992年10月

在グアテマラ日本大使館

(安全対策の3ナイ原則)

1. 用心を怠らナイ。(誰でも狙われる可能性がある)
2. 行動を予知されナイ。(行動パターンを一定化しない)
3. 目立たナイ。(イ. テロリストの行為を誘発する)
(ロ. テロリストの攻撃目標になりやすい)

(情報の入手方法及び提供)

4. 大使館。
5. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌から。(努めて毎日読み情報通になる)
6. 在留邦人相互から。
7. グアテマラ人及びその他の外国人から。
8. 治安、警備に関する事項を大使館へ。(どんな些細な情報でも結構です)
9. 大使館との相互連絡のため、在留届(帰国届)及び転居届は速やかに提出。

(自宅の構造・設備等)

10. 家賃等が少々高くても安全な地域に住む。(Zone 9, 10, 11, 13, 14, 15)
11. 電話事情が悪いので、電話の有る家、アパートを探す。
12. 出入り口はなるべく少なくする。
13. 植え込み等による死角を作らない。
14. 玄関や、1階の窓あるいは樹木、低い屋根、バルコニーなどから直接接近出来ない様にする。
15. 玄関のドアに必ず覗き穴、安全チェーンを取り付ける。
16. 入居時若しくは異常を感じたときは、信用ある鍵屋により鍵を全部取替える。
17. 屋外照明灯を設置する。
18. 玄関はいつも明るい電灯を付け、家の中は玄関の電灯より暗くする。
19. 一軒家の場合は外周の壁が3m以上有ることが望ましい。又、壁が3m以下の場合は、鉄条網等で3m以上に補強すればより安全である。
20. 警報装置を付けた方が望ましい。
21. 消化器を直ぐ使用できる場所に配置しておく。
22. 幹線道路から自宅への通路及び自宅と事務所を結ぶ道路が2本以上有ること。
23. 一軒屋の場合は、訓練された犬を飼うのが望ましい。
24. 単身赴任の場合は、国内外の親しい友人と定期的に連絡を取るようにする。

(日常の行動)

25. 派手な生活や反感を買うような行動は慎む。
26. 周囲の住民に溶け込むようにする。
27. 近隣の住民とは仲良くし、良好な人間関係を保つ。
28. 行動のパターン化防止。
 - A. 出勤・帰宅時間及び経路。
 - B. 買い物に出かける日時・経路・マーケット等。
 - C. 毎週同じ日に外食また、同じレストランばかり利用しない。

29. 自宅の電話番号・住所は電話帳にのせない。
30. 鍵は家族の人だけが持ち使用人には渡さない。
31. 電話番号・住所等は知らせる範囲を限定する。
32. 知人以外は、むやみに信用してはならない。
少しでも疑わしい事があつたら信用できる人に必ず相談する。
33. 家族の、在・不在、行動予定などを来訪者や電話に対して不用意に言わない。
34. 子供の通学には家からバスに乗るまで、降りてから家に入るまで保護者をつける。
35. 換金は信用のおける銀行で行ない、銀行内といえども十分に注意を払い、現金を他人に見せないようにする。
36. 銀行へ行く場合は必ず自動車を使用し、銀行に可能な限り近くに駐車して、歩く時間を短くする。また、複数で行く方が望ましい。
37. 換金は少額を数回に分け、必要な分だけ行なうように心掛ける。
38. 出入り口の扉は必ず施錠しておき、ちょっとした間だからといって扉の鍵をあけたままにしておかない。
39. 金銭及び貴金属類を使用人の目にふれる所に不用意に置かない。

(外出時の心構え)

40. 家から外に出る際は必ず、覗き窓等から周囲の状況を調べ、安全を確認したのちドアを開ける。
41. 夜間の外出は避ける。(やむを得ぬ場合は2名以上で行動)
42. 昼間でも雑踏やセンター (ZONA 1) での単独行動は可能な限りしない。
43. 騒乱・デモはもちろん現地の人の議論やトラブルに巻き込まれない。
44. 夜間家を留守にするときは、一部の電灯をつける。
45. 帰宅に際しては家の周囲に異常がないかどうかを確かめる。
46. 鍵は常に所持するものとし亡失を恐れて自宅の玄関周囲にかくさない。
47. 外出に際しては、施錠を確実に実施し、施錠漏れが無いことを確認したのち外出する。
48. 夫妻不在時には来客があつても絶対ドアを開けないよう、子供・女中に徹底して教育する。
49. 多額の現金を持ち歩かない。
50. 事件、犯行を目撃しても、メモ、写真を取ったり、捜査に協力する姿勢を取らない。
(仕返しや、殺される危険がある)

(車両運行時の心構え)

51. 毎日点検を実施し、異常があればすみやかに整備して良好のコンディションにしておく。
52. 車の修理は高くても信頼できる修理屋にだす。
53. できるだけ守衛のいる駐車場を利用する。
54. 夜間の路上駐車を避ける。
55. 駐車する場合は短時間であっても全ドアをロックする。
56. 駐車しておいた車に乗るときは、最低限車の外周・下・室内に異常がないか、その都度点検する。
57. 車の乗り降りが特に狙われやすいので、不審な車や、人物が周囲にいないか注意する。
58. 異常を感じたら安全な場所に避難し、安全が確認されるまで乗車しない。
59. 数人が乗って駐車している車には要注意。
60. 燃料タンクには常に燃料を十分にいれておく。
61. 夜間はなるべく一人で運転しないようにする。
62. 行き先の道路事情について、まえもってよく調べておく。
63. 長距離を走る場合は必ず複数の車で出かける。

64. 走行中ドアは全て内側からロックし、窓は閉めるかわずかの隙間だけ開けるようにする。
65. 人通りの少ない脇道は避けて人通りの多い大通りを通行する。
66. ヒッチハイカーは乗せない。
67. 運転する人も、同乗する人も周囲に対する注意を怠らない。
68. 先行車が急停車しても追突を避けられる車間距離をおく。
69. 尾行に気を配る。尾行された時は最寄りの警察署に直行。
70. 不審な車に気付いたら、臨機応変の回避行動をとる。
71. 道路はできるだけ中央寄りを走る。特に3車線以上の道路では中央レーンを走る。
72. 軍人等の手信号には必ず従う。(従わない場合には発砲される)
73. 制服の警官といえども頭から信用しない。

(訪問者の応対)

74. すぐにドアを開けず覗き窓より身元の確認をする。
75. 不審な同伴者はいないか、付近に不審者がウロウロしていないかを確認する。
76. 身元確認後ドアを開ける時も安全チェーンをかけたまま細目に開け、再度周囲を確認したのち安全チェーンをはずし開ける。
77. 知人でも見慣れぬ人が一緒の時は確認が終わるまで、ドアを開けない。
78. 非常に親しい知人であっても非常識な時間に訪問があれば、まず異常事態であると考え。当国の慣習では訪問する場合、まず電話で連絡するのが普通である。

(物売り・配達人・工事人の場合)

79. 予期せぬ品物を届ける配達人に対しては、その品物を扉の外に置くように言い、送り状はドアの下から受取り、サインする。配達人が立ち去り周囲に不審な者がいないかどうか、確かめてドアを開け品物をいれる。
 80. 不審な郵便物・荷物等は不用意に開封しない。
 81. 物売りを敷地内にいれない。
 82. 電話・水道・電気の工事人が来ても開けてはいけない。
(工事人の姓名・彼等に工事を命じた責任者の名を聞き、電話で確認したのち、ドアを開ける。)
- *このような場合は、何時・誰という連絡があるのが普通であり、連絡のない場合は疑いをもつべきである。

(家事使用人)

83. 身元調査をする。雇用にあたっては信頼できる人、業者の紹介をうける。
84. 使用人と口論したり、怒鳴りつけたりしない。(逆恨みを受ける)
85. 来訪者に対する警戒・電話応対時の注意などを徹底して教える。

(非常事態への備え)

86. 近隣の日本人・外国人家族と親しくなり、非常の場合お互いに助け合える関係を持つておく。
87. 緊急避難先・経路を決めておく。
88. 自分の身に異変があった場合どのように処置してもらいたいかを家族に話しておく。
89. 緊急連絡先(大使館・会社・信頼のおける近隣者・病院・医師・日本の家族等)の最新リストの作成。
90. 家族の旅券・保険証書等大切なものは一まとめに安全な場所に保管する。
91. 家族全員が隣国まで行く費用及び10日間くらい生活できる程度の現金(ドル)を常に用意しておく。
92. 当分の間(1週間程度)の水、食料、薬、燃料、トイレトペーパー、また缶きり、ライターなどを準備しておく。

93. 懐中電灯、携帯ラジオをすぐ使用できるようにしておく。
94. 大きな地震が発生したり、治安状況が急激に悪くなった場合は、自宅に待機し外出は避ける。
95. スペイン語の不得意な人は、必要最小限のスペイン語の表現を覚えておく。

(脅迫電話を受けた時の処置)

96. 対応の基本方針を決めておく。
97. 直ちに又は状況を見て大使館等関係者に連絡する。
98. テープレコーダーを準備し、録音しておく。
99. スペイン語の堪能な人を対応者の傍におく。
100. 犯人側の組織名・担当者名を聞いておく。

(強盗に襲われた場合)

101. 犯人の顔は見ないようにする。
102. 通常銃器を持っているので、無理な抵抗をしない。
103. 常に冷静を保つ。
104. 被害を受けたらすみやかに関係機関に連絡する。

(誘拐された場合)

105. 常に冷静を保つ。
106. 挑発や無理な抵抗はしない。
107. 努めて相互理解の雰囲気をつくるようにする。
108. 一般的に逃走のチャンスは無いと思われるので、長期にわたる場合に備えて健康を損なわないよう最善の努力をする。
109. 家族、友人、会社のことは出来るだけ話さない。

(誘拐された側の心得)

110. ただちに、又は状況を見て大使館等関係者に連絡する。
111. 電話にテープレコーダーを取り付け、会話を録音する。
112. スペイン語の堪能な人を対応者の傍におく。
113. 犯人からの連絡があったら、その機会を逃さぬこと。
 - A. 安否(できるだけ本人と話す)の確認
 - B. 解放の条件及び次回の連絡時期・時間・方法の確認
114. 関係機関及び緊急連絡先
日本大使館 所在地 RUTA 6,8-19,ZONA 4
TEL 319666-8

グアテマラ「誘拐対策」 誘拐対策の手引き

1989年4月

在グアテマラ日本大使館

目次

第一章 概論

1. 誘拐とは
2. 誘拐の防止
3. 誘拐犯人達の誘拐実施までの一例

第二章 GUATEMALA における誘拐事件の状況

1. 誘拐の分類
2. 分類ごとの意味

第三章 誘拐防止の具体的な方法

1. 住居の選定
2. 家庭における対策
3. 車を使う場合
4. 外出及び行動パターン

第四章 その他

第五章 不幸にして誘拐された時の心得

第六章 女中等の雇用・教育

1. 雇用
2. 女中
3. 庭師等

はじめに

さきに日本人会を通じてグアテマラ在留邦人全家庭に「防犯の手引き」をお配りしましたが、今回はその内の誘拐対策のみにスポットをあててみました。

グアテマラは1986年1月に民主政権に移行してからグアテマラ市内の街角に見られた軍警備兵士の姿が消え、街に明るさが蘇ったように見えますが、反面治安維持の低下をまねき、殺人・傷害・窃盗・誘拐等の一般犯罪が多発の傾向にあります。特に、誘拐事件は増加の一途をたどっており、毎日、新聞紙上を賑わしている状況になっています。

グアテマラにおいては、日本人が被害にあった誘拐事件は、未だ起こっていませんが最近の誘拐犯罪事件の増加を勘案するに、誘拐対策を念頭において行動されることは大切かと思料されます。

この手引きは、日本人学校・企業・その他のグループで安全教育実施時の参考として作成したものであり、一部各種犯罪事件に関連する事項も重複していますが、どの様な犯罪事件であっても犯行実施までの過程は概ね共通点があるので、あえて重複させました。

皆様方の安全教育実施時の参考資料となれば幸甚です。

第一章

1. 誘拐とは

誘拐は種々の目的で行われるが、いずれも卑劣な行為であり、被害者にとっては精神的、肉体的苦痛、その家族には精神的苦痛及び、経済的負担が大である。

しかし犯人側にしてみると単独・複数いずれの人員でも行い得るうえに、犯行が容易かつ政治的・経済的效果が大である。言いかえれば、犯人側は常に攻者であり、被害者側は

防者にまわらざるをえないということである。

一般的に誘拐は、治安組織が未発達で、しかも国民生活の程度が低く、かつ隣国と接しており、越境しての逃亡が可能な国においてよりたやすく行われる傾向が強い。

(1) 誘拐の分類

ア. 極左・極右主義者による政治目的のもの

イ. プロの犯罪者による営利目的のもの

ウ. 狂言誘拐

エ. 誤認誘拐 (誘拐対象者と間違われて誘拐された場合)

(2) 分類ごとの意味

ア. 極左・極右主義者による政治誘拐

(ア) 経済 (活動資金の獲得)・活動の威示アピール効果、逮捕メンバーの解放要求の目的で行われる場合が多い。

(イ) 犯人たちは強い信念 (正義の戦いを遂行する) に基いて、自らの危険を省みず実行するので最も危険性の高い誘拐である。一般に経験豊富でかつ有能な指導者によって計画・実行が行われていることが多い。即ち、散発非計画的な誘拐ではなく、組織化され決死の覚悟を持った特攻部隊が綿密な計画 (最も成功率の高いときと場所を選び実行) によることが特徴である。

イ. 営利誘拐

個人及びグループでも容易に実施でき、かつその経済効果が大きいいため犯罪者にとって魅力があるものである。

2. 誘拐の防止

誘拐犯人たちに誘拐計画・実行を行わせにくくさせることが最重要である。

そのため、

(1) 誘拐される可能性のある人が誘拐を避けようと努力すること。

ア. 政治的誘拐の対象

大使館員を含む公共団体職員、各商社及びメーカーの駐在員、自営業者、政治目的遂行上効果のありうべき人。

イ. 営利誘拐の対象

日本人コミュニティー全員

(2) 日頃から気にとめておく事項。

ア. 誘拐の危険にたいして無関心であってはならない。

イ. 全ての行動を一応誘拐の可能性を前提にして疑ってみること。

ウ. 偏見によって安全対策を無視せぬこと。(自分だけは大丈夫)

エ. 日常生活を犯人達に観察、知られない様、心掛ける。

オ. 毎日規則正しい行動は避ける。

3. 誘拐犯人達の誘拐実施までの一例。

(1) 計画立案までの調査

犯人達は、誘拐しようとする人について何日も何週間も、時によっては、数ヶ月単位で十分に時間をかけ納得いくまで (安全に犯行が実施できると確認しうるまで) 下記について調査研究する。

ア. 住居、勤務先を含む付近一帯の徹底的な調査

イ. 対象とする人物の生活、行動パターンの調査、観察

(生活習慣、時間帯、スケジュール、資産状況、勤務先等における地位等)

ウ. 家族の生活の特徴

エ. 女中、運転手、庭師等の行動

オ. 誘拐実施阻害要因の有無

(2) 計画の立案

ア. 調査にもとづき犯人達は下記の計画を立てる。

(ア) 計画実施の時期、場所、方法、手段、勢力、又あらかじめ逃走手段・経路、車両の手配、潜伏場所、各人の任務分担等をも定めておく。

(イ) 計画を周到にするため引続き「(1)」の調査を続行する。

イ. 計画を完べきに実行するために、綿密なりハーサルを行う。この際、犯人個々が誰の支持を受けずとも、計画通り完べきに動けるようになるまで実施される。

これは一回のこともあり、又は数回のこともある。

*以上のような手順があるため、注意深く観察していれば、誘拐計画を看破できると共に、それに対する予防策も立てやすくなる。

第二章 GUATEMALA における誘拐事件の状況

1. 誘拐の分類

(1) 政治目的のもの

ア. 左翼ゲリラによるもの

イ. 右翼テロリスタによるもの

ウ. 政党間の抗争

(2) 営利誘拐

ア. 身代金目的のもの

イ. 幼児売買目的のもの

ウ. 金品強奪目的のもの

(3) 報復目的のもの

(4) 婦女暴行目的のもの

(5) 子供欲しさによるもの

(6) その他(行方不明)

2. 分類ごとの意味

(1) 政治目的によるもの

ア. 左翼ゲリラによるもの

GUATEMALA 国内には、現在でも国内西部山岳地帯からキチェ・ペテンにかけてのジャングル地帯には左翼系のゲリラが存在し、テロ活動を行っている。’82年以前と比べればその活動状況は静かになってきてはいるが、完全になくなったわけではない。左翼ゲリラの行う誘拐の特徴は、誘拐地域が彼等の行動する地域に限定されており、又誘拐対象が、軍よりの市町村長、自警団員、もしくは勢力拡大のため村民となっている。

イ. 右翼テロリスタによるもの

実態は、はっきりしないがその活動地域は主としてグアテマラ県、エスクイントラ県である。誘拐対象は主として左翼系政治家、活動家(労組関係者、農民グループの長、学生等少しでも左がかっている者は全て対象とされる)である。

ウ. 政党間の抗争

党の幹部ではなく、実際に現地で広報・勢力拡大を図っている党員が犠牲者になっている。しかし実態は不明であり、見方によれば左翼ゲリラ・右翼テロリスタの犯行とも思われる。

エ. 犯行の特徴(共通点)

政治目的を持って行われる犯罪は、殺人、傷害、誘拐等いずれの場合でも、対抗するグループに、少しでも疑念を抱かせると、その犠牲者になる確率が非常に高くなる。又直接当事者に対し、犯行を行うのではなく、当事者の家族、友人、親戚、関係者に対して行い、当事者に対する「ミセシメ」、「警告」とする場合も多い。

誘拐された被害者は大多数が殺害される傾向にある。殺害の特徴は、左翼グループでは銃殺、絞殺後ジャングル内に放置、右翼テロリスタでは、指、手足、首、胴体を切断し、路上にバラバラに放置する傾向がある。

(2) 営利誘拐

GUATEMALA には組織的な誘拐団のほか、通り魔的なものもある。誘拐目的は複雑多岐に

わたり、その分類は非常に困難である。

ア. 組織的誘拐グループ

身代金目的・幼児売買目的の犯行が主体であり、計画的犯行が特徴である。アジトを数箇所もち、又誘拐したものを拘束するための地下室等を準備している。又誘拐団同士の横の連絡もあるといわれている。

各種武器、手りゅう弾等で武装し、しかも車両を駆使して犯行を行っている。

イ. 通り魔的犯行

金銭強奪目的が主体であり、誘拐というよりは現場から連れさられたと言った方が適当な場合が多いが、短くても数時間、長ければ数日も拘束される。

又犯人たちは反抗されれば殺害するケースも多い。犯人たちは普通少人数（1～3名）ではあるが拳銃・ナイフ等で武装している。

(3) 報復目的のもの

直接日本人が狙われるケースは非常に少ないが、対立している相手の家族に対する「ミセシメ」として行われる可能性はなきにしもあらずである。

GUATEMALA には長年にわたって、対立している家系があるといわれているので、グアテマラ人と交友を持つ場合は十分に気をつける必要がある。

(4) 婦女暴行目的のもの

女性が深夜もしくは人通りの少ない通りを歩いているときに襲われている例は、大概このケースに合致する。

犯人たちは車を使用して、犯行を行うのが特徴である。

第三章 誘拐防止の具体的方法

誘拐を未然に防ぐには、机上の空論・日本的発想は何の役にも立たない。要は実践・実施することである。

「考えるよりは行動を！！」

1. 住居の選定

- (1) 自宅と勤務先を結ぶ経路が2本以上あること。
- (2) 道路への出入り口がなるべく少ない。(2ヶ所以内)
- (3) 樹木・隣家の屋根・バルコニーなどが接していない。
- (注)：それらを伝って家のなかに侵入されない。
- (4) 植え込み等による死角がない。
- (5) 屋外から直接侵入できない部屋があると望ましい。(窓ガラス・屋外に出る扉もなく、ただ室内から出入りできる扉しかない)
- (注)：外へ逃げられない場合、その部屋で救援を待つ。
- (6) 全部の入り口・窓は全て施錠ができる。
- (7) 屋外照明等がある。
- (8) 侵入警報装置が設置されている。
- (9) 玄関・通用口のドアに覗き窓、安全チェーンが設置されている。
- (10) 周囲を高い塀で囲まれておりかつ塀の上面に忍び返し等が設置されている。
- (11) 一軒家の場合には、窓ガラス全部に鉄格子がはめ込んである。
- (12) 一般的に一軒家より、出入口に警備員が配置してあるマンション・集合住宅等が望ましい。

2. 家庭における対策

(1) 玄関・入口

ア. 合鍵等で、簡単にあけられない様な鍵をつける(安全チェーン・カンヌキ鍵を併用する)。鍵は家族だけが持ち、使用人には渡さない。必要以上に合鍵を作らない。

イ. 扉にマジックミラーや小型の覗き窓をつけ、扉を開ける前には、必ず確認する。

ウ. 安全チェーン

ベンチなどで切れないチェーンをつける。チェーンの長さは15cm以下が望ましい。応対などは場合によってはこのチェーン越しに用事をすませる。設置する高さは幼児が簡単にあけられない高さ(1.5m以上)とする。

例：

遊びに来ていた近所の子供がブザーの音を聞いて不用意に入口の扉をあけたために、犯人が簡単に屋内に侵入。主人を誘拐しようとしたが抵抗されたため家族の面前で射殺する。この扉は簡単な鍵のみで幼児でも簡単に開けられるシステムになっていた。

エ。一軒家の場合、通用門は閉めれば自動的に施錠されるようになっているがより完全を期すために通常の鍵のほかにかんヌキ鍵をつけ開閉のつど点検する習慣をつけておく。又覗き窓を付けた方がより安全である。

(2) 塀・庭

ア。塀は高くし(3m以上が望ましい)、犯人たちが容易に侵入できないようにする。又塀の上面にガラス片を埋め込むか、又は鉄条網を設置、ブーゲンビリアを植えればより効果的である。

イ。建物の近くには見通しを良くするために木を植えず芝だけにする。バルコニー・テラスは外から入りやすくないか、隣家の作りや垣根など危険な箇所がないか(隣家の屋根や垣根伝いに入られないようにする)調べる。また近所に空家がないかも注意する。

(3) 日常生活

ア。周辺住民の生活様式からかけ離れた派手な服装・生活や反感を買うような行動は慎み、周囲の住民に溶け込むようにする。また近隣の住民とは仲よくし、良好な人間関係を保っておく。

イ。子供の登下校

(ア) 子供が送迎バスに乗り込むまで絶対に1人にしてはいけない。また同じく出迎えるのときも必ず先に待っていて子供がバスから降りたら、すぐに家の中に連れ帰る。

例：

女中が幼稚園児を出迎えに出、そのまま、子供と外で遊んでいるすきに、開かれた通用口から犯人が忍び込み、主婦を威嚇し室内を物色、金品を強奪すると共に抵抗した主婦を殺害した上、幼児を誘拐したケースがある。

(イ) 日本人学校の場合は教師が送迎バスに同乗しており特に問題はないが、その他の学校に通学している子供を持つ父兄は、学校に対し家族や明らかに権限を持っているもの以外には、子供を引き渡さないように依頼しておく。女中を送迎に使う場合は、新たに雇い替えた際は必ず送迎バスの運転手又は同乗の警備員等に教えておく。

ウ。子供の遊び

一人で路上等、家の外で遊ばせるのは非常に危険である。

(ア) 子供を外で遊ばせるときは必ず信頼のおける者を付ける。

(イ) 自転車で遊ばせる場合、必ず保護者の目のとどく範囲内とする。

(ウ) いかなる場合でも、1人もしくは子供同士で道路上で遊ばせたり、直ぐ近くだからと言って、買い物、友達の所へ一人で行かせないようにする。

(注)：

子供の誘拐及び行方不明は、遊び場や買い物、友達のところへ遊びに一人もしくは子供達だけで出かけた場合に起こっている例が多い。

(4) 電話番号の記載及び電話の対応

電話帳から自宅の電話番号を探知されないためGUATELに申請して電話帳に掲載しないように処置する。(借家の場合は特別に依頼しない限り、家主の名前で電話番号は登録してある)。

電話がかかってきた時は相手が誰か確かめてからは話したすこと。

犯人は目的の人間の声を確認したり、在宅しているかを確認する目的で電話をかけてく

る事がある。こうした場合、相手の企画をくたく意で電話を切るべきである。

(5) 設置が望ましいもの

ア. 一軒家

(ア) 正門は電動ドアにする。開閉方式は観音開きより片開きの方が強度の点で望ましい。

(イ) 警報装置等

(a) 塀の上部に誰か人が通ったら鳴りだすアラームを備える。窓や戸にもアラームを備え付け、家の中の要所要所に防犯ベルをつける。

例:

アラーム会社: RENTALARMAS, S.A

住所: 2A calle 6-15, Zone 9

TEL: 64756, 316434

(これ以外でも市内には多数のアラーム会社がある)

(b) 照明

夜間、庭に侵入者があった場合、自動的に点灯する照明をつける。照明は死角のないように配置し、建物のまわりは特に多くする。

上記「(ア)」のアラームと連動する方が望ましい。

(ウ) 窓ガラス全部を鉄格子で補強する。

犯人が庭先まで侵入しても容易に室内に入り込めないので、救援を求める時間的余裕がかせげる。

イ. 共通

(ア) 犬

怪しい人物を見たら直ちに吠えるかもしくは、攻撃するように訓練された番犬を放しておく。できうれば番犬を家の中にも入れておく。散歩等で外へ出るときは必ず2人以上でかけると共に番犬を連れていく。近所の犬の吠え声にも注意する。(イ) 室内

(a) 廊下に必ずそこを通らなければ他の部屋に行けないような緊急扉を設置する。(例) 1階から2階への階段部分、寝室へ通じる入口)

(b) 寝室の1つを緊急避難室に定め、扉・室内等を強化する(屋外から直接侵入できない部屋が望ましい)。そこには当分の間籠城に耐えられる非常用食料・医薬品・水・携帯用ガスコンロ・懐中電灯等を予め準備しておく。又外部との通信を確保するために電話を設置しておくと共に、できうれば勤務先等と連絡可能な通信機を置いておく。

(6) 緊急時の連絡

ア. 家族・使用人全員が、緊急連絡先の電話番号を覚えておく。又電話機の側に緊急連絡先を書いた電話番号簿等を置いておく。

例:

大使館 319666~8

領事宅 370326

勤務先

知人宅

警察署

消防署

その他

イ. その他の通信手段(望ましいもの)

(ア) 家の中から助けを求められるように家の中の各所に隠しマイクを取り付け、屋外・隣家にスピーカーを備える。

(イ) 常にスイッチの入った無線機を携帯し、勤務先、自宅と連絡が出来るようにしておく。

3. 外出及び行動パターン

(1) 自宅・勤務先を出る前後

通りの様子がいつもと異なっていないか確認する。

例えば、各種工事・不審なトラック・人待ち顔の人物・恋人同士・挙動不審な人物等の位置を確認。又車両については遠近を問わず駐車中のものにも気をつけること。たとえ人が見えなくても隠れてこちらの行動を見張っているかも知れない。こうした車がある場合にはプラカを控えておくこと。同じ車が毎日ある場合は単に路上駐車ということもありうるが、犯人グループの車である可能性も高くなる。できうれば女中及び現地従業員をつかって確認させることが望ましい。

(2) 勤務先・家には直接入らず、勤務先・家の前で一度停車して、挙動不審な人・物・車がないか、いつもと違ったことがないか確認した後に入る。又周囲、一区画を一回りしたり、次の日にはこれを途中で止めて引き返したりする。このことは一見ばかげているが効果的な誘拐対策となりうる。

(3) 行動パターン

ア。日本人は常に早朝同じ時間に同じコースを通して出勤する傾向があるが、安全面について言えば、不定期な出勤時間・コースを変更する等、柔軟な姿勢が必要である。

”誘拐犯が一番狙いやすいのは行動パターンが明確な人と言われている。”

イ。行動を徹底的に秘密にする。

行動予定は信頼できる者にしか教えない。又時には先に明らかにした予定と異なった行動を意識的に行う。この際大きく予定を変える場合は、家族等に予め知らせておく必要がある。

ウ。家族の者が毎日同じ時刻・同じ店で買い物をしたり又定期的に同じ時刻に出かけたりするのを避ける。又外出する際は昼間といえども単独行動は避け、二人以上で行動する。

エ。レストラン

毎週同じ日に外出したり、同じレストランばかりを利用しない。

市内には各種料理のレストランが多数あり、好みにあう料理も沢山あるので変化をつけて楽しむことも精神的によい。

(4) 買物

ア。メルカードでの買物は避ける。必要な品がある場合は女中に買いにやらせる。メルカードでは新鮮な野菜・珍しい果物等を入手できるが、反面内部は不衛生のうえ、迷路になっているために各種犯罪事件が多発している。

特に犯罪事件の多いのはZONE 4,11,19のメルカードである。

イ。ZONE 1地区の6Ave,7Ave は目抜き通りで各種商店が並び、人通りも多く、買物・ウィンドーショッピング等に最適に見えるが、誘拐事件の多発している地区でもある。

ウ。上記地区で日本人女性同士の買物は、非常に危険であるので、上記地区を良く知っている男性に同行してもらおう。又親しいグアテマラ人の案内が得られればベターである。

エ。買物は大手スーパーマーケットを利用する。

大小はあるがスーパーマーケットを中心にした総合ショッピングがZONE 9,11,13,15 にあり特殊なものを除けば大体のものは入手できる。スーパーマーケットは駐車場を持ち、しかも警備にも配慮しているところが多い。

オ。スーパーマーケットで入手出来ない場合は、グアテマラに永年住んでいる人に相談すれば、安全で品質的にも良好な店を紹介してくれる。値段は若干高くなるが安全には代えられないものである。

(5) 夜間の外出

単独行動はせず、2～3人で行動する。

グアテマラ市内においても遊興街を除けば、夜8時以降は、人通りがなくなり、事件が発生したときの対処が非常に困難となる。とともに犯人達の格好な標的とされる。

4. 車を使う場合

(1) 修理・点検

ア. 車に乗るときは何か悪戯をされていないか、エンジン・車内及び車の周りに何か仕掛けられていないか調べる。特に車の中・前後を調べ、下に不審な物・銅線の有無、又車に対する故意な悪戯（タイヤのパンク・ドアの鍵の開放・窓ガラスの破壊・車の前後等にとがった物等の設置）や車内に不審な人物が潜んでいないかチェックする習慣をつけることが望ましい。

イ. 一人で運転しているときに、車に異変が合った場合は、みずから処置せず、信頼できる人（複数）を呼んで周囲を見張ってもらった後処置する。また出来るだけ信頼できるメカニクを呼び処置させる。その間安全な場所で待機する。

ウ. 定期点検、一般の修理は信頼できるメカニクにやらせる。もしメカニクを変えるときは、信頼できる知人等の紹介を受けたメカニクに車をチェックしてもらう。

(2) 走行中の注意

ア. 車に乗ったら速やかに、全てのドアを必ずロックする。その後前方に行く手をさえぎる障害（者）がないか確かめる。窓は拳銃の銃口が入らない程度（3 cm以下）以上開けない。

イ. 寂しい通りは避け、交通量の多い道を走る。道路は中央寄りを走る。

ウ. 自分で運転しているときはもちろん、運転手付きであっても、常に周囲の状況に注意する習慣をつける。

エ. 特に次の状況の場合は気をつける。

（ア）常に同じ人・車があなたの車をつける。

（イ）人通りの少ないところで、一定車間を保って長時間つけてくる車。

（ウ）自宅・勤務先周辺で、同一時刻・場所に不審な人物が、あなたの行動を監視していると思われる場合。

*不審な人物とは、後で気がついて、“あの人が!!”と思うような以外に身なりの立派な人の場合もある。

例：

白昼、信号で停車していた女性が運転する車に後方から近づいてきた2人乗りのバイクがすぐ横に停車、後ろに乗っていた男が、開いていた窓から女性に拳銃を突きつけ、現金入りのハンドバックを強奪、逃走した。犯行に要した時間約20秒、交差点には他にも多くの車が信号待ちをしていたが、誰も気がつかなかった。

(3) 駐・停車

ア. 駐車する場合は短時間であっても必ずドアをロックするとともに、サイドブレーキを掛ける習慣をつける。

イ. できる限り駐車場を利用する。

グアテラマ市内には駐車場の数が少なく、あっても目的の場所まで遠いことが多い。その場合は路上駐車することになるが、特に夜間は人通りが多く、かつ明るい場所にするのが望ましい。駐車すると見張りをしてくれる子供等が来る。効果はわからないが、金額的には微々たすものであるので依頼するのも一つの方法である。支払いの後払いとし、絶対に先に支払わないこと。

ウ. 駐車する場合、もしくは走りだす際、近くに数人が乗っている駐車中の車には注意する。誘拐犯は犯行を容易に行うため、複数で行動するのが常である。

エ. 車の乗り降りの際が特に狙われやすいので不審な車や人物が周囲にいないか注意する。もし不審に感じた場合は速やかに、その場所から離れ、安全なところに避難する。友人達がいれば友人達に協力を求める。又、付近に警察官やガードマンがいれば彼等に事情を説明し、不安事項を解消するとともに駐車位置まで同行してもらったのち乗下車する。

(4) 尾行をうけた場合

ア. もし怪しい車に尾行されたり、怪しい事が起きたときは信号等をうまく利用して進路を変えたり、交通量の多い通りに進路を変更して尾行を振り切る事。また不審な車に気づいたらエンジンを停止することなくその車をやりすごしてから進路を変えるのも一つの方法である。その際常に逃避行動を念頭におくことが大切である。

イ. 前記事項が起こったならば、親しい友人・知人等に話をし前後策をねること。

(5) 望ましい事項

ア. 時々車を変える。またいつも使っている車をあなたによく似た人に運転してもらい、いつもの時間に、いつものルートを通ってもらう。このとき誰かがこの車を追尾しているか否かを確認する。

イ. 車内に車載無線機を積んで置き常に勤務先・家と連絡できるようにしておく。

(6) 車で走行中襲われた場合の対策：付録1参照

第四章 その他

1. 住所録・名刺

(1) 勤務先の住所・電話番号のみ記載し、自宅のものは載せないこと。

(2) 自宅の電話番号・住所を教えるのは必要最小限の人に限定する。

2. 少しでも疑わしいことがあったら、どんな些細なことでも信用できる人に必ず話をする。

3. 騒乱・デモはもちろん現地の人の議論やトラブルにも巻き込まれない。

4. 非常事態への備え

(1) 自分の身に異変があった場合どの様に処置してもらいたいかを家族に話しておく。

(2) 緊急連絡先(大使館・勤務先・信頼のおける近隣者・病院・医師・日本の家族等)の最新リストを作成しておく。

(3) 必要書類(旅券・保険関係書類等)、医療関係記録(病歴・血液型・常用薬名とその入手先、特定の持病・かかりつけの医者等)を整理し、これらの所在を同僚・家族等にわかるようにしておく。

(4) 特に身代金支払問題については相談あるいは委任する人を定め、その旨を限られた同僚・家族に知らせておく。

(5) スペイン語の不得意な人は、必要最小限のスペイン語の表現を覚えておく。

第五章 不幸にして誘拐された時の心得

1. 捕らえられて孤独な状態に置かれていても家族・関係者・グアテマラ当局・日本国官民など多くの人々が一体となって安全な救出に努力している事を忘れず、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着に心掛け情勢を有利に導くよう努力する。

2. 犯人は一見合理的な人柄に見えても決してノーマルな行動をすると考えてはならない。

3. 犯人の指示にはできるだけ従い挑発したり刺激しないようにし、特に肉体的争いは絶対にしない。また、周囲の状況に早くなれ精神的ジレンマに陥らないようにする。

4. 一般的にいつて逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して、逃走成功の確率が100%ある場合以外には逃走を図らない。

「失敗は即“死”につながる可能性が高い」

5. 家族・友人・勤務先のことはできるだけ話さない。

6. 連行される場合は移動時間・方向・速度・距離を記憶し、道標・臭・声・音を含む全ての外界の動きに注意する。しかし、“行う”のはできる場合だけとし、無理に行って犯人たちに疑惑を起こさせてはならない。

7. 犯人の容貌・性格・動作や言葉の特徴に注意する。

8. 犯人と、相互理解の雰囲気をつくると有利なこともある。(自分の不利にならないような話題)

第六章 女中等の雇用・教育

1. 雇用

女中等を雇用する際は、信用できる知人等の紹介を受けるのが一番である。しかも身元調査を徹底した方が望ましいことは言うまでもないことである。しかし個人において、身元調査は非常に困難を伴うことが多いので最低限度、身分証明書の携行・記載の真偽・前職場からの推薦状の有無(有能な女中は辞めるときに、前の家の主人が彼女の仕事ぶり及び感想等を書いた手紙をくれるのが当国では普通である)その確認等を行うことは大切である。

2. 女中

(1) 一般的特徴

ア. 当国においては、女中は買手市場であるが、素質の優れたものは、これらが勤めている家庭は手放さず長く勤める傾向にある。

イ. 女中の素質は比較的勤勉であるが、主人に言われたことしかせず、若干非能率である。また長続きしない女中も多い。ウ. 日本人が女中を使う場合、使い慣れていない事もあるが、言葉上のギャップがあるため、得てして女中を甘やかすすぎる。善悪のケジメはしっかりつけるべきである。

(2) 女中を教育するに当たって主人側が特に注意を要する事項

以下のことを必ず実行するよう、根気よく十分に教育すること。特にスペイン語の不十分な人については「くいちがい」が生じる恐れがあるので、必ずスペイン語の堪能な人に通訳してもらうとともに、入口等、各々の場所まで行って徹底すること。

ア. 出入口

(ア) 出入口のドアは内外を問わず、完全に閉めておかせる。

(イ) 一寸の間だからと言って、玄関・通用口等の扉の鍵を、開放してたまま外にでないこと。面倒でも必ず、鍵を掛けさせる習慣をつけさせる。

(ウ) 玄関はいつも明るくし、家の中は玄関よりも暗くする。

イ. 訪問者への対応(扉を開ける前の注意)

(ア) すぐドアを開けず、インターホンか、覗き窓で確認させる。

(イ) 不審な同伴者はいないか? 付近に不審なものはウロウロしていないか? 毎回確認させる。

(ウ) ドアを開けるときは主人に報告し、その許可を得たのちドアを開けさせる。

(エ) たとえ主人の親族・親しい友人が来たときでも主人に報告し、その許可を得たのちドアを開けさせる。

(オ) ドアを開けるときはいっきに開けずに、まず安全チェーンを掛けたまま細目に開けさせる。

(カ) 主人夫妻不在の場合は、絶対にドアを開けさせてはならない。

ウ. 物売り・オルデナンサの場合

(ア) ドアを開けずに会社名・用件を聞き、主人に伝えさせる。

(イ) 予期せぬ品物を届ける配達人に対しては、主人の許可を得たのちその品物を扉の外に置くように言い、送状はドアの下から受取サインをする。配達人が立ち去り、周囲に不審な人がいないのを確かめてドアを開け品物を入れさせる。

(ウ) 見慣れぬ行商人は相手にしないようにさせる。

オ. ガス・サルバビーダの交換、パスレロ

(ア) ガス・サルバビーダの交換・パスレロの作業員が来てもすぐにドアを開けてはなら

ない。主人にその旨を伝え、許可が得られるまで外で待たせる。

(イ) 上記作業員が来ても関係ある所以外には立ち入らせないようにする。

(ウ) 彼等が立ち去るまで行動をともにさせる。

カ. 工事人・家屋消毒人等

(ア) 電話・水道・電気の工事人等が来てもドアを開けてはならない。主人にその旨を伝えて、許可が得られるまで外で待たせる。

(注)：主人は工事人の姓名・彼等に工事を命じた責任者の名を聞き、電話で確認したのちドアを開けるよう指示する。この間工事人たちは外で待たせるのが当地の慣習である。

(イ) なんの連絡もなく、上記工事人等が来た場合疑いを持たせるようにする。

(注)：通常事前に、いつ・誰を・何時にという連絡がある。

(ウ) まず、先方に誰の家を尋ねているのかを言わせる。間違っている場合はただ” NO”という。当方の名を言わせてはならない。

キ. 電話の対応

(ア) 受話器を取ったら挨拶だけにし、それ以外は相手が話をするまで黙って待つようにさせる。

(イ) 相手の用件を聞き、間違い電話の場合は「NUMERO EQUIVO-CADO」とだけ言って直ぐ電話を切らせる。

(ウ) 主人の名前・自分の名前を言ってはいけない。

(注)：? DE DONDE CONTESTA ? と聞かれたら

? CON QUIEN DESEA HABLAR ? と聞かせる。

(エ) 女中の家族からの電話は至急の場合以外許されていないからそのつもりで。

(オ) 女中が私用で電話を使う場合は、主人の許可を必要とする。

ク. 主人及びその家族のことは一切誰にも言ってはいけない。

(ア) ただし、両親には勤め先の住所・電話番号のみを伝えてもよい。しかし、それ以外については、言ってはいけない。(イ) ハンサムな男が女中をだまして女中の勤め先のことを聞こうとして女中に近づいてくることがあるかもしれないので注意するよう話をする。

ケ. 次の様なことがあったらすぐ主人に話させるようにする。

(ア) ドアの近くに箱・包物など不審のものが置いてあったとき。

(イ) 家の周りで見慣れぬ自動車・トラックなどが長い時間停っていたり、またしばしば停っているようなとき。

(ウ) 電話・電気・水道・道路等の工事のため労働者が近くで工事を始めたり準備をしているとき。

(エ) 家の周りに不審な男がうろついたり、人待ち顔の男が長時間立たずんでいたり、ぶらぶらしているとき。

(オ) 買物などで外にでたとき、尾行されたようなときは、近くの店から主人に電話すること。

(カ) 不審な電話や間違い電話の多いとき。

(キ) その他女中自身で“おかしい?”と思ったとき。

コ. 路上・公園等で子供を散歩、または遊ばせるとき。

(ア) 幼児を乗せた乳母車、または小さい子供の手を絶対に離させてはならない。

(イ) 急用ができたときでも知らない人に預けてはいけない。必ず家まで帰ること、また家族でも小さい子供に預けることも危険だから駄目。

(ウ) 自転車で遊ばせる場合、目の届かぬところまで行かせないようにさせる。

(エ) 誘拐されそうになったら、大声で” AUXILIO ! ” と言い、助けを求める。しかしそ

のまま連れ去られた場合、直ぐ家に帰り主人にその旨を伝えさせる。

サ. 女中の友人・親戚

(ア) 勤め先に友人・親戚を訪ねてこさせない。緊急の場合でも親族等が訪ねてくるときは主人に知らせる様にさせる。勝手に会いに行かせてはいけない。

(イ) 女中の恋人・男友達についてはできるだけ、聞きだしておいた方がのぞましい。

(ウ) 女中のノビオや親しいアミーゴが家の周りをうろうろしているときも主人に話しをするようにさせる。勝手に会いに行かせてはいけない。

(注)：主人家族のことを知るために、テロリスタが女中のアミーゴを装って家に近づくことも考えられる。

シ. 子供の登下校時の見送り・出迎え

登校時は必ず送迎用バスに乗り込むまで、子供の側から離れさせてはならない。また出迎えの場合は、子供がバスから降りたら、直ぐ家に連れ帰るようにさせる。

3. 女中に対する基本的(最低限の)しつけ

付録2：女中に対する教育(スペイン語)

(注)：教育に当たっては、前記「2.」の項目を加味して教育した方が望ましい。

4. 庭師等

(1) 雇用

女中の雇用と同じく信用できる人の紹介を受ける。

流しの者がよく家庭を訪問するが、絶対に雇うべきではない。また言葉が不自由なのにつけこんで強引に中に入ろうとする者がいるが絶対に中に入れさせてはいけない。

(2) 教育(最低限)

ア. 出入口

一寸の間だからといって通用口等の扉を開けたまま外にでないようにさせる。

イ. 梯子等は壁にかけっぱなしにしないで使い終わったら必ず元のところにしまわせる。

ウ. 必要以外の場所に立ち入らないようさせる。

どうしても立ち入る必要がある場合は主人の許可を得るさせること。勝手に入らせてはいけない。

(注)：立ち入らせる場合には、主人もしくは女中が側にいること。絶対に一人で入らせてはならない。

エ. 助手を連れてくる場合は、あらかじめ前もって主人の許可を得させる。勝手に連れてこさせてはいけない。

オ. 仕事が終わって帰るときは、必ず主人にいつから帰らせるように習慣づける。

カ. 勤め先のことは誰にも言わせないようにする。

例：主人の習慣(出勤・帰宅時間、勤務先、名前、職業等)、夫人の習慣、子供の学校、防犯装置の有無、家の構造、犬の有無など。

キ. 以下のような事があつたら直ぐ主人に話させるようにさせる。

(ア) ドアの近くに箱・包物など不審なものが置いてあつたとき。

(イ) 挙動不審なものが家の周りをうろついている時。

(ウ) その他自分で“おかしい?”と思った時。

コスタリカ【安全の基礎】
コスタリカ共和国
Republic of Costa Rica

出入国時の留意事項

●査証

コスタリカと日本は、査証免除取極が締結されているので、滞在期間3カ月以内の観光旅行者は査証を必要としない。

●出入国審査

中米で入国管理および通関手続の最も厳しい国がコスタリカである、と言われている。観光で入国する際でも出国用の航空券、または国際バス切符等を所持していないと、入国を拒否されることがある。

●外貨申告

通貨はコロン (Colon) といい、硬貨と紙幣の両方がある。米ドルのコロン貨への両替は、ホテル、銀行で可能であるが、日本円の両替はできない。トラベラーズ・チェック等の小切手は、銀行でのみ両替が可能。なお、いずれの場合も若干の手数料を差し引かれる。現在のところ為替管理はない。

●通関

通関は、薬品の持ち込みが特に厳しい。そのほかアルコール飲料（3リットルまで無税）、煙草（500グラムまで無税）等についても持ち込み制限があり、規定以上の持ち込みには税金が課せられる。また、持ち出し禁止品目に、コスタリカの遺跡からの出土品がある。特殊な食料品ならびに薬品については、係官に説明できなければ没収される場合があるので、スペイン語（もしくは英語）の説明文を準備しておくといよい。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以内の観光旅行者は、滞在届の必要はない。しかし、長期滞在者の場合は入国後、公安省あて居住許可の申請を行い、居住許可を取得する必要がある。必要な書類は、(1)出生証明書1通（日本から持参）、(2)結婚証明書1通（日本から持参、結婚している場合）、(3)職業証明書1通（日本から持参）、(4)日本の警察の無犯罪証明書1通（日本から持参、15歳以下不要）、(5)健康診断書1通（コスタリカ入国後に指定医発給のもの）、(6)写真（4センチ×5センチ）5枚。

●写真撮影の制限

原則として写真撮影の制限はない。ただし、警察隊の特殊な訓練の場を取材・撮影する場合に限り、事前に大統領府（場合により関係省庁）の許可が必要である。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

官憲の麻薬検査は厳しく、麻薬摘発のニュースが連日新聞をにぎわしている。麻薬の不法所持は現行犯逮捕で、処罰も禁固刑と厳しい。入国に際しても、コロンビアからの入国者（特に男性1人で荷物等の少ない者）は厳しく審査される。また入国に際しては、麻薬と紛らわしい白い粉末状のものは所持しないほうがよい。薬などが必要な場合は、スペイン語もしくは英語の説明文（医師の処方箋の訳文）を準備し、係官にいつでも説明できるようにすること。

●不法就労

就労許可というものはないが、居住許可申請の際、職業欄に希望する職業を記入し申請する。この居住許可が下りた時点で就労可能であるが、外国人がコスタリカ国内で職を求めることはきわめて難しい。

日系企業（商社等）の社員として日本から派遣される者、あるいは投資家として事業を始めるということで申請すれば、比較的取得しやすい。不法就労摘発のため時々官憲が立ち寄ることがあり、不法就労の場合は罰金あるいは国外退去を命じられることもある。

●治安維持

治安維持関係取り締まりのための法律はなく、言論、出版の活動も自由である。また、共産党も合法政党である。

その他特殊取締

コスタリカ独特の特殊な取り締まりというものはない。日本で見られないものとして、ドル買いがサンホセ中心街に出没し、外国人を見ると声をかけるという光景があるが、それらは禁止されており、現行犯逮捕の対象となる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

カトリック教は国教として憲法上に規定されているが、他方、公序良俗に反しない限り他の宗教の信仰の自由も憲法で保障されている。食事・飲酒の際、勘定書にはサービス料10%、税金12%が含まれて徴収されるシステムになっているため、ボーイに対して特に「チップ」を置く必要はないが、小額のチップを置く人もいる。

安全のためのひとくちアドバイス

一般に政治・治安とも安定した国と見られてきたが、ここ数年、一般犯罪が急激に増加するとともに治安大臣誘拐事件・ニカラグア大使館占拠事件・最高裁判所占拠事件等世界的に報道される事件が続出しており、治安は急激に悪化している。特にサンホセ中心街においては強盗・窃盗および傷害殺人事件等が頻繁に発生しており、被害者の多くは旅行者である。

外出時はネックレス等の貴金属類をはずすとともに夜間の外出、単独行動は避け、宿泊場所も多少料金が高くても安全なところを選定することが望ましい。また、歩行中背負っていたバッグから貴重品を抜き取られたり、バスを利用した際預けた荷物を持ち去られたり、レンタカー等車内（トランクを含む）に置いた荷物が短時間に盗まれる等の被害が多発しており、貴重品は肌身離さぬよう注意が必要である。

なお、車両盗難も激増しているので、路上駐車することなく、駐車場に必ず入れ、施錠の確認を行うこと。空港、バスターミナルでは手荷物から絶対に目を離さないことが大切である。

健康上の留意事項

コスタリカ北方のニカラグア国境付近には、マラリア、デング熱等の熱帯病も見られるが、サンホセ周辺に関する限りこれら疾患の心配はない。むしろ、不潔な環境からくる結核、赤痢、A型肝炎、食中毒といった先進国にも残る疾患に罹患する可能性のほうが高い。なお、最近コレラも発生しており、日頃からの衛生予防に注意を要する。また、1日の気温差に起因する感冒罹患率が高く、コスタリカの風土病ともいえるほどである。

（食物等に対する注意）

野菜・果物：できれば加熱するか皮をむく。

魚介類：通常鮮度は良くない。したがって加熱してから食べるのが望ましいが、生で食べる場合は必ず刺身用のものを購入する。

肉類：生で食べるのは避ける。特にハム、ソーセージ類は鮮度が落ちている場合があるので注意を要する。

水：水質は乾期には悪くなることもあり，煮沸するかミネラル・ウォーターを飲むのがよい。

外食の場合は露店や場末の食堂等の利用を避けるとともに，メニューも異なるので，栄養のバランスに注意する。

その他，ゴキブリ，蚊，ハエ等の衛生害虫が多く，適当な駆除の措置が必要である。

コスタリカの医療事情は，中米諸国の中では充実しており，特にサンホセに関してはほぼ日本の地方都市並みの水準を期待できるが，医療費はかなり高く，海外旅行傷害保険等に加入しておくことが望ましい。ただし，必要な常備薬は日本から持参したほうがよい。

緊急時の連絡先

〈警察〉

盗難等 Tel.117

交通事故 Tel.33-0674

〈救急車〉 Tel.21-5818

〈消防〉 Tel.118

緊急時の言葉

「助けて」＝アウキシリオ

「警察」＝ポリシア

「泥棒」＝ロボ，ラドロ

「救急車」＝アンブランシア

「パトカー」＝パトゥルージャ

「消防車」＝ボンペーロ

「人殺し」＝アセシーノ

「警察を呼んでくれ」＝ジャメ・ラ・ポリシア

「英語を話せる人はいますか」＝アルギエン・アブラ・イングレス

在外公館アドレス

●大使館

在コスタリカ大使館

Embajada del Japon, Barrio Rohrmoser, Sabana Oeste de la Primera

Entrada, 500 Mts. Oeste y 100 Mts. Norte, San Jose, Costa Rica

(Apartado No.501 y No.10145)

Tel.32-1255